見て分かる 生徒指導ハンドブック

# 児童生徒が安心して学校生活を送るための いじめ対策ハンドブック


## 1 無自覚ないじめといじめの未然防止

これっていじめなのでしょうか …… 1
無自覚ないじめとは …… 3
無自覚ないじめへの対応 …… 4
他者理解や思いやりの心を育む取組 …… 5
他者理解を育むための授業集 …… 6

## 2 校内のいじめ対応について

いじめの対応の流れを確認！ …… 7
いじめ対応の保護者連絡の意義について …… 9
いじめ対応の保護者連絡の具体例 ……10
★1 いじめの早期発見について ……11
★2 事案認知→報告→方針確認～組織対応の意義 ……13
★3 保護者への連絡→関係児童生徒からの聴取 ……14
★4 聴き取り内容の擦り合わせと事実の確認 ……15
★4 事実確認の必要性 ……16
★5 保護者へ事実と今後の対応方針の報告 ……17
★6 指導における公平性 ……18
★7 関係修復（謝罪） ……19
★8 情報共有 ……20
★9 経過観察 ……22

## 3 個別事案の具体的な対応例

事例① 無自覚ないじめの対応事例 ……23
事例② オンラインゲームがきっかけの事例 ……24
事例③ SNS のいじめ事例 ……25
事例④ 連絡ノートに「死にたい」と書いた生徒の事例 ……26
事例⑤ 関係生徒が特定できない事例 ……27
事例⑥ 保護者からの困難な要求の事例 ……28
事例⑦ 差別や偏見によるいじめの事例
～スクールカウンセラーとの連携～ ……29
事例⑧ リストカットしたいじめの事例
～養護教諭との連携～ ……30
事例⑨ 双方向の行為がいじめに当たる事例
～スクールソーシャルワーカーとの連携～ ……31
事例⑩ 発達障害を有する児童のいじめの事例 ……32

## 4 保護者からの困難な要求への対応の具体例 ……35

## 5 仙台市の条例について

「仙台市いじめの防止等に関する条例」のポイント ……36

## 6 重大事態の対応について

仙台市いじめ重大事態に係る対処方針 ……37
重大事態対応フロー図 ……39
いじめによる不登校重大事態（第2号事案）対応フロー図 ……40
仙台市におけるいじめによる不登校重大事態（第2号事案）の
対応について ……41


別添資料「スクールロイヤー作成動画」… 教育委員会共有フォルダ内

仙台市教育委員会

# これっていじめ

下記のような場面は、いじめになるのでしょうか。これらのケースでは、いじめという言葉を使って指導していくと、そのをしている」と気付かずに行った行為を、本書では**「無自覚ないじめ」**として説明しています。現在、このような無自覚ないこうした無自覚ないじめも、解消されないまま継続すれば、子供たちの心に大きなダメージを与えることになります。どの

## 算数の授業で練習問題に取り組んでいる場面で……

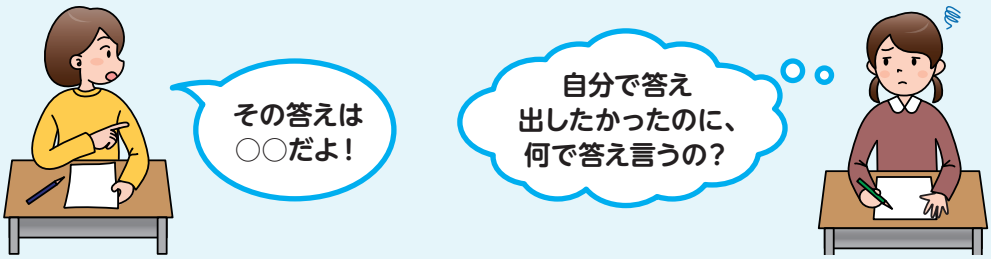


困っていると思って親切心で教えた。

時間が掛かっても自分で問題を解きたかった。

## 帰りの挨拶が終わり帰ろうとしたとき……

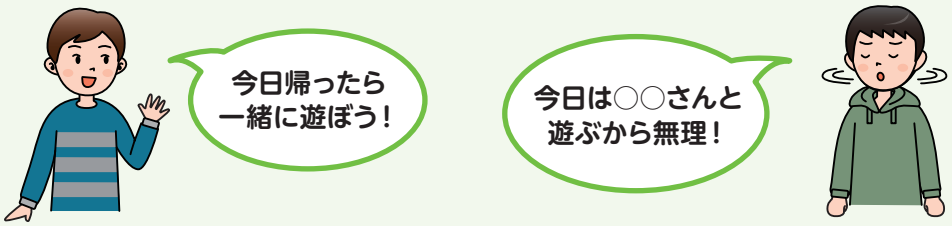


いつものように遊んでくれると思っていたが、
嫌われたのではないかと心配になった。

以前から別の友達と遊ぶ約束をしていたので
断っただけ。嫌っているわけではない。

## クラス替えのあと、教室で……

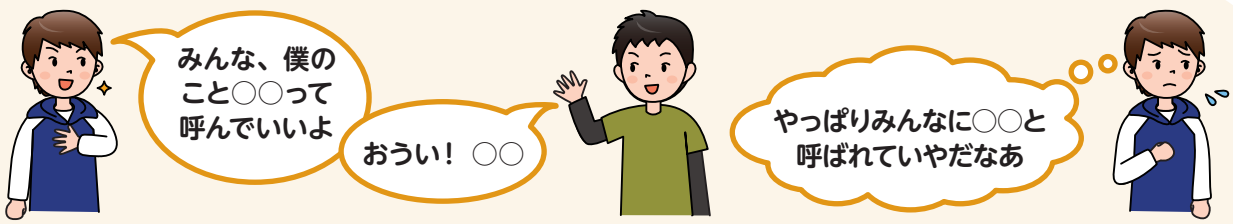


本人が呼んでと言ったから、
呼んでいたが、少しふざけてしまった。

しばらくすると

最初はいいと思ってみんなに伝えたが、
ふざける人もいて、だんだん嫌になった。

# なのでしょうか

行為をした人が好意のつもりであった場合、指導を受けた児童生徒は深く傷付くことでしょう。このような「相手が嫌な思いじめや軽微と思われる事案が多く見られ、学校現場では対応に苦慮しているとの声が寄せられています。
ような改善の方法があるのかをまとめました。

## 昼休みに教室で……

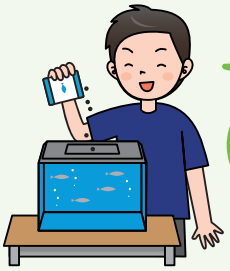

エサをあげよう！
メダカがたくさん
食べてるよー！！

メダカがエサを食べているところを
見たくてエサをやった。

係じゃないのに
エサをあげてる。
私が係なのに……
嫌な気持ち

係でエサをやる時間を決めていたのに
勝手にエサをやられて嫌だった。

## 給食の時間の配膳する場面で……

Aくん、牛乳嫌いって
言ってたよなあ。
配らなくていいか

いつも牛乳を飲まないで、そのまま残しているから、
配らなくてもいいかなと思った。

ええ、どうして僕だけ
牛乳くれないの

今日はどうして牛乳配ってくれないのだろう。
仲間外れにされてるみたい。

## 掃除の時間教室で……

ちゃんと掃除して！

掃除をさぼっていたので、
きちんと仕事をしてほしくて声を掛けた。

そんなに強く
言わなくてもいいのに

掃除してなかったのは悪いけど、
強く言われて嫌だった。

# 無自覚ないじめとは



## いじめの定義と予防教育

### 1 いじめ防止対策推進法の定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった**児童生徒が心身の苦痛を感じているもの**」とする。

注）本ハンドブックでは、いじめの内容によっては加害側、被害側と評価しづらい事例も取り扱っていますが、分かりやすさを優先し、「加害」「被害」との表現を用いているところがあります。

### 2 いじめの類型

**❶ 相手が嫌だと分かっていてわざとしたもの**

※「故意あり」と言えるもの

**❷ 相手が嫌だと分からなかった。少し考えれば分かるもの**

※「過失あり」と言えるもの
相手の立場になって考えれば、嫌な気持ちになると分かるようなもの

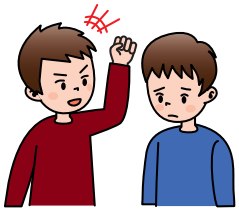

**❸ 相手が嫌だと分からなかった。考えても分からないもの**

※「故意も過失もない」もの
好意で行った行為のようなもの

### 3 無自覚ないじめ

「無自覚ないじめ」には、少し考えれば加害側も分かるようなものや、分からなくても仕方がないものがあります。どちらも相手を傷付けようと思ってやったことではありません。このようなことを防ぐために、「いじめはいけない」と指導するだけではなく、思いやりの気持ちを育む授業が、より大切になってきます。

**無自覚ないじめの指導**

**→「いじめはやめよう」という指導を繰り返しても、相手が嫌な思いをしていることに気付くことができなければ効果は少ない。**

# 無自覚ないじめへの対応

## 4 仙台市いじめ防止基本方針より

いじめを受けた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、**その全てが厳しい指導を要するとは限りません。**例えば、**好意から行った行為**が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、**学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能**です。ただし、これらの場合であっても、**法が定義するいじめに該当するため、事案を仙台市いじめの防止等に関する条例第14条及び法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要**です。

## 5 無自覚ないじめの指導のポイント

無自覚ないじめについて、「いじめに当たるので、やめましょう」と指導しようとすると、「この程度でもいじめに当たるの？　納得がいかない」といった不満が寄せられることがあります。これは、世の中に、いじめをする子は社会から非難されるべきというイメージがあるからです。いじめという言葉を使わず、「相手が嫌がっているのでやめましょう」という指導のほうが適している場合があります。

## 6 保護者の理解

いじめに関する保護者対応の難しさの多くは、「いじめの定義」に対する共通理解が図られていないことに起因します。年度始めのPTA総会や学校だよりで、いじめの定義や無自覚ないじめ、学校のいじめの対応について事前に理解を求めることで、対応がしやすくなります。

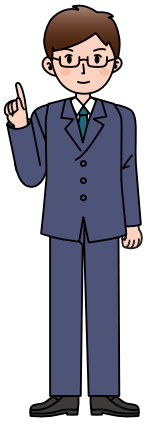

**資　料**

PTA 総会等で周知する際、スクールロイヤー作成の動画（教育委員会共有フォルダ内）を活用することもできます。学校の説明の補助資料として使用してください。

思いやり通信

仙台市立○○小学校
令和３年４月　日
第１号

思いやり通信の発行にあたって

○○小学校では、「いじめを生まない学校」「安心・安全・楽しい学校」を目指し、保護者の皆様と情報を共有しながら取組を進めていくため、今年度も「思いやり通信」を発行します。
「思いやり通信」では、いじめ防止に向けた学校での取組はもちろん、学校生活の中で見られる子供たちの思いやりの姿や活躍の様子を紹介していきます。地域や保護者の皆様には、ぜひ目を通していただき、お子様と学校生活について話し合うきっかけにしていただければと思います。

年間の主な活動

＊新型コロナウィルス流行の影響で多少変更があるかもしれません。

＜通年＞
・あいさつ運動（毎月）
・三校連携あいさつ運動（２回）
・「思いやり通信」の発行（毎月）
・アンケート（年４回以上）

＜５月＞
・いじめ防止「きずな」キャンペーン
＜６月＞
・思いやりアンケート①
＜７月＞
・ふれあいウィーク
・個別面談（各担任）
＜９月＞
・思いやりアンケート②
＜10月＞
・思いやりアンケート③
＜11月＞
・いじめ防止「きずな」キャンペーン
・いじめ防止標語募集、作成
＜12月＞
・「いじめ防止きずなサミット」参加
・いじめ防止きずな集会
＜１月＞
・思いやりアンケート④

「いじめ」とは？

新年度ということで、改めて「いじめ」についての定義を確認したいと思います。
文部科学省の「いじめの防止対策推進法」によると

「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」

と定義されています。
すなわち、相手児童からされたことで、苦痛と感じた行為は、すべて「いじめ」となります。相手児童から受ける行為が同じものであっても、苦痛と感じるか感じないかは、受け手の児童の感じ方によるということなのです。そういったことから考えると、児童同士の人間関係が「感じ方」を大きく左右すると考えられます。お互いに好ましく思っている関係では、気にしないことでも、「嫌だ」「苦手だ」と思っている同士では、苦痛（いじめ）と感じてしまうことがあるということです。
だからこそ、普段の学級での人間関係づくりが重要になってくるのだと思います。また、好き嫌いで相手児童の行為をはかるのではなく、公平に判断できる心の豊かさを育てる必要があると考えます。
今年度、○○小学校では、「いじめを生まない環境づくり」という観点から、特に児童同士の人間関係づくりに重点を置いて学級づくりをしていく所存です。保護者の皆様におかれましても、以上の点においてご理解、ご協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。

＊裏面では、今年度の取組についてご紹介します。

**ロイヤーからのアドバイス**

①**「嫌だなあ」と感じていても、相手に面と向かって「やめて」と言えない心情があることを子供たちに教え、人が嫌な思いをする可能性があることは日頃からしないように指導します。**

② 嫌なことがあったら、自分の気持ちを伝えることの大切さやその方法を子供たちに教えます。「はっきり」「優しく」「人（友人、親、先生）を介して」等の方法があります。

# 他者理解や思いやりの心を育む取組

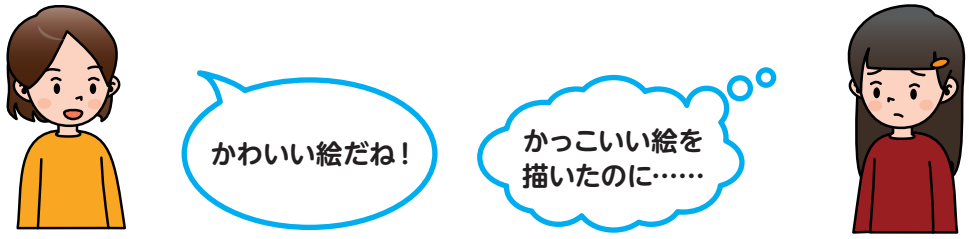


自分の考えと違うと、「否定された」と決め付けてしまうことでいじめられたと受け取るケース（無自覚ないじめ）が見られます。

このようないじめを防止するためには、「自分の思いを適切に伝える力」「相手の気持ちを想像する力」「相手の言葉の意図をくみ取る力」を伸ばすための取組が必要です。

### 児童生徒のスキルを高める取組の例

- グループエンカウンター
- ソーシャルスキルトレーニング
- アサーショントレーニング
- ｐ４ｃ　　など

※自分の考えをどのように伝え、相手の言葉をどのような気持ちで受け止めるかロールプレイしたり、さわやかな断り方を考えたりします。

### 同級生のよさを学級で共有し、互いに認め合う取組の例

- 今日のヒーロー
- うれしかったこと発表
- いいところみっけ
- 今日のMVP
- １分間スピーチ～テーマ「思いやり」
- いいとこ探し　　など

※上記のような場面で選ばれない児童生徒がいないように配慮します。

### 掲示物で取組を紹介する例

- うれしかったことや頑張っていた人を紹介するコーナーを教室内に掲示
- ふわふわことばの木
- あったかことばの木
- きずなメッセージの掲示
- 学級のスローガンを掲示
- クラスのすてき　　など

### 学校全体での取組の例

- いじめ防止キーワード作り
- いじめ０をめざし隊
- いじめ防止ミーティング
- 縦割り活動
- いじめ防止ソングの作成と披露
- 誕生日にメダルを配布し、そのメダルをしている児童に声を掛ける
- いじめ防止キャラクターの作成と活用
- 故郷復興プロジェクト　　など

※児童生徒たちが主体となって活動する場を様々に設定します。

## 他者理解を育むための授業集

### 1　スクールロイヤー授業モデル集

| | 題　　名 | 対　象 | 内　　容 |
|---|---|---|---|
| 1 | そんなつもりじゃなかった | 小学校<br>1年生 | 「水泳が得意だから、さかなちゃん！」と褒めたつもりですが、言われたほうはどう感じるでしょうか。「相手の気持ちを考えて行動する」には、どうすればいいのでしょうか。 |
| 2 | SNS トラブルについて<br>考えよう | 小学校<br>高学年<br>中学生 | 文字だけで本当の気持ちを伝えることはとても難しいことです。ある中学校でも、何気ない一言からトラブルになってしまいました。トラブルにならないためには、どんな言葉で自分の気持ちを伝えればよいのでしょうか。 |

### 2　スクールカウンセラー「心理教育」実践例

| | 題　　名 | 対　象 | 内　　容 |
|---|---|---|---|
| 1 | 出来事・考え・気分を<br>つかまえる | 中学生 | ２学期の始め、「○○を頑張ろう」などと目標を持ちながら、ちょっとしたことで挫折してしまう生徒が増えてくる時期です。そのようなとき、どんなことに注意すれば、「気分」が楽になって生活することができるのでしょうか。 |
| 2 | 集団作り＆リレーション<br>ショートプログラム | 小学校<br>低学年 | 知らない人とはなかなか話ができないもの。スクールカウンセラーもその一人です。一緒に活動をすることで、「またお話したい」と思う子供たちが増えるのではないでしょうか。 |
| 3 | 見つめよう<br>自分・仲間の成長 | 小学校<br>高学年 | 「○○さんはみんなに優しいね」友達に言われて初めて気付くことがあります。お互いに良いところを伝え合うことで、自分の良さに気付くことができ、自己肯定感が高まります。 |
| 4 | ストレスについて知ろう<br>～ストレスマネジメント～ | 中学生 | 学校生活には様々なストレスがつきものです。もし、自分自身でストレスをコントロールできるようになったら。リラクゼーションの方法を学ぶことで、ストレスが軽減できるかもしれません。 |
| 5 | こころとからだを整えて、<br>自分のベストを発揮しよう！ | 中学生 | 行事や試合の前などは、どうしても緊張感が高まってしまうものです。しかし、緊張をほぐす方法を学ぶことで、自分の力を最大限発揮できるようになるかもしれません。 |

### 3　いじめ防止「きずな」サミット（グループ討議）活動事例

| | 題　　名 | 対　象 | 内　　容 |
|---|---|---|---|
| 1 | シュウくんの大なわとび | 小学校<br>高学年<br>中学生 | シュウくんはなわとびが苦手。運動会ではクラス対抗の大なわとびの競技があるが、シュウくんを入れて跳ぶのか、優勝をするために声掛け係にするのか。「自分がクラスの一員だったら」という視点から、他者を理解することの大切さを学びます。 |
| 2 | クラスをよくするためには？ | 小学校<br>高学年<br>中学生 | ある児童が、「私は今のクラスの状態のままで卒業するのは嫌です」と発言しました。児童の言うとおり、クラスには問題がたくさんありました。このクラスをよくしていくためにはどんなことが必要なのか、実際に学級目標を考える活動を通して、グループごとに考えていきます。 |

### 4　仙台市児童生徒８万人のいじめ防止「きずな」サミット活動事例

| | 題　　名 | 対　象 | 内　　容 |
|---|---|---|---|
| 1 | なにを　はなせば　いいのかな？ | 小学校<br>下学年 | 公園で遊んでいたら、友達が「せき」をしました。別の友達は怒るように声を掛けました。さて、あなたなら何と声を掛けますか？ |
| 2 | うわさ話を信じていいの？ | 小学校<br>上学年 | 連日、コロナウイルス感染のニュースが聞かれます。うわさ話をしている友達に対して、あなたはどのように話し掛けますか？ |
| 3 | 差別と偏見について考えよう | 中学校 | コロナウイルス感染について、SNS で盛り上がっている友達がいます。さて、あなたはどのような言葉を返信しますか？ |

**※指導の流れや発問は、学級の実態に応じて変更を行って実施してください。**

⇒C4th の書庫の教育相談課→いじめ不登校対策班からダウンロードできます。

# 2 校内のいじめ対応について

## いじめの対応の流れを確認！　基本の対応例

★印についての詳細は、11ページ以降に掲載

**早期発見**
★1 11・12ページ参照

定期的なアンケートの実施、相談しやすい関係作り、複数の教員による観察など、早期に発見できる体制を整えましょう。

**事案認知**

**報　告**

**いじめ防止等対策委員会①**
**対応方針の確認**
★2 13ページ参照

管理職やいじめ対策担当教諭を中心に、**集まることができるメンバーで速やかに対応**します。事実確認に向けた聴き取りプランや保護者連絡のタイミングや内容を検討します。

**保護者連絡 ❶**

〈被害児童生徒保護者へ〉
- 訴えのあった内容を伝えるとともに、必要であれば保護者からも情報を得ます。
- すでに聴き取りを終えた場合には、その内容を伝え、今後の対応について意向を確認します。

〈関係児童生徒保護者へ〉
- 事案内容について伝え、関係児童生徒から聴き取りをしていくことを伝えます。

**※迅速に対応を行うことが必要なケースでは、児童生徒への聴き取りを先行し、保護者へは事後の連絡もあり得ます。**

**いじめを訴えた児童生徒からの聴き取り**

**関係児童生徒からの聴き取り**
★3 14ページ参照

最初の聴き取りの精度を上げることが重要です。そのために「聴き取りシート（P.15参照）」を活用しましょう。事前に複数印刷してバインダーに挟んで置いておくと、いざというときにすぐに使用できます。また、同時に複数の教員で聴き取りを実施します。状況をより正確に把握するために、必要に応じてその場に居合わせた児童生徒からの聴き取りも実施します。

**※授業中の聴き取りはやめましょう。学習権の保障や周囲へうわさが広まるなどの問題があります。**

**いじめ防止等対策委員会②**
- 聴き取り結果の擦り合せ

**事実の確認**

- 対応プランの決定

★4 15・16ページ参照

いじめ対策担当教諭や生徒指導担当者等が中心となり、「事実確認一覧表（P.16参照）」を使って聴き取り結果の確認を行います。一致した点やしない点を明らかにし、必要に応じて再度聴き取りを実施し、今後の対応プランや保護者連絡の内容について検討します。

**指　導**
★6 18 ページ参照

関係児童生徒の内省が深まるように指導します。状況に応じて、学級や学年全体での指導も行います。**よくなかったことの振り返りや今後どうしていきたいかなど、自分の言葉で表現できるように指導します。**

**関係修復**
★7 19 ページ参照

被害児童生徒が、**謝罪を望まない場合や関係児童生徒の内省が深まらない場合は、謝罪の場は設定するべきではありません。謝罪の場の有無にかかわらず、学校は再発防止の取組や被害児童生徒のケアを行います。**

**情報の共有**
★8 20・21 ページ参照

事後の見守りのために、学校全体で情報を共有します。「校内事故報告書（いじめ事案報告書）P.20 参照」を作成し、全職員で共有します。

**経過観察**
★9 22 ページ参照

見守り・再発防止プランを実行し、組織で経過観察をしていきます。被害児童生徒や関係児童生徒の各家庭に対しては、学校の様子や頑張っている姿について定期的に連絡を入れ、連携を密にしていきます。また、養護教諭や SC とも連携し、傷付いている児童生徒の心のケアに努めます。

## 保護者連絡 ❷

★5 17 ページ参照

確認した事実について報告します。その際、ケースによっては、電話ではなく、保護者、本人同席の下、一つ一つ事実を確認しながら対面で伝えます（「先生から聞いた話とうちの子の言っていることが違います」のような状況を防ぐため）。改善に向けた指導プランを被害児童生徒や関係児童生徒及びその保護者に提示します。

## 保護者連絡 ❸

**〈被害児童生徒保護者へ〉**

- 指導の際の関係児童生徒側の様子を報告します。その後、今後の見守り体制や再発防止策を提示します。

**〈関係児童生徒保護者へ〉**

- 「今回の件を成長につなげていきましょう」など、前向きなメッセージを伝えます。

## いじめ対応の留意点

**①児童生徒の気持ちに寄り添う**
事務的な対応にならないように、児童生徒の気持ちに寄り添った対応を心掛けます。

**②学校の主体性**
対応プランや関係修復プランなどを作成し、学校が主体性を持って本人や保護者に伝えることで、安心と信頼が生まれます。

**③保護者との情報共有**
対応が終わってからの事後報告ではなく、保護者と情報を共有しながら対応を進めていくことが必要です。

| 研修の際、スクールロイヤー作成動画を活用しましょう | | |
|---|---|---|
| ①保護者説明用 | ②被害保護者対応～事実確認 | ③加害児童生徒の対応 |
| ④謝罪の会について | ⑤経過観察 | ⑥被害保護者対応～困難ケース |

※教育委員会共有フォルダ→教育相談課に格納されています。今後、追加、更新していく予定です。

# いじめ対応の保護者連絡の意義について



**～仙台市いじめの防止等に関する条例～**

**いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を組織的かつ継続的に行うものとする。支援、指導、助言に当たっては、児童生徒及び保護者と共通理解の下に行われるように配慮するものとする。**（第20条）

## 保護者連絡の必要性

- 聴き取りのために下校が遅くなる可能性がある場合などは、事前に保護者の了解が必要なこともあります。
- 年齢が低いほど、相手の気持ちを想像することが難しいので、再発防止に向けて、家庭の協力をいただきながら指導を進めることが重要です。
- 児童生徒自身は必ずしも本音を話すとは限りません。例えば担任に「大丈夫です」と言いながら、家では「学校に相談しても解決しない」とか「おなかが痛い」などと、学校での話とは違う訴えをする場合があるので、保護者からの情報が必要なときもあります。
- 軽微と思われる事案や無自覚ないじめであっても、**保護者に情報を提供しておくことは必要です。**聴き取りしたことや指導した事実が周囲の児童生徒から間接的に保護者に伝わって誤解を招く可能性もあります。

**以上のように、保護者に連絡するには、様々な意図や目的があるので、ケースごとに、いじめ防止等対策委員会で連絡するタイミングや伝える内容等を検討してください。保護者連絡は目的ではなく、手段です。何のために保護者連絡をするのか確認し、伝える内容を検討するとよいでしょう。**

## 被害保護者から連絡を受けて認知した事例の留意点

被害児童生徒本人の話を聴かず、被害保護者からの連絡のみで、事実関係が曖昧なまま関係児童生徒から聴取しても、事実関係が明らかにならないことがあります。そのようなことを防ぐためにも、まずは被害児童生徒から具体的に**「いつの、どの言動やどの行為をいじめと訴えているのか」**詳しく聴取することが必要です。被害保護者から拒否された場合は、保護者から聴いてもらえないかお願いするとよいですが、それも拒否された場合は、聴き取りや調査が十分なものにならない可能性を伝えた上で対応するとよいでしょう。場合によっては、担任以外に教頭や校長から伝えることも必要です。

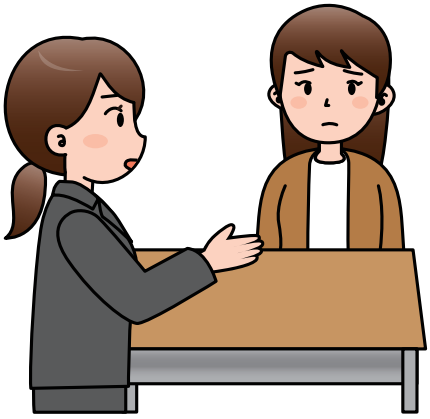

# いじめ対応の保護者連絡の具体例

## 被害児童Ａからの訴えがあり、被害児童Ａから聴き取りをした後の被害児童Ａの保護者へ連絡する際の具体例

本日、Ａさんから、「Ｂ、Ｃからからかわれる」という訴えがありました。Ａさんから聴いた内容は「……」です。保護者の方もＡさんから何かお話は聴いていましたか。

今後、Ｂ、Ｃさんから話を聴き、事実の確認を行っていきます。確認が終わりましたら、今後の対応も含めて再度ご連絡いたします。

## 関係児童Ｂ、Ｃからの聴き取りの結果、事案の有無が確認できなかった場合の関係児童の保護者へ連絡する際の具体例

Ａさんから訴えのあった件で、Ｂ、Ｃさんからそれぞれ話を聴きましたが、二人は「言っていない」とのことでした。他に、目撃した児童もいませんでした。学校としては、いじめの有無は確認できませんでしたが、いじめを考える機会と捉え、学級全体に「からかいや人が嫌がることは、してはいけない」とお話いたしました。

なお、Ａさんも、Ｂ、Ｃさんと関わりたくないという意味ではなく、「Ｂ、Ｃさんの言い方がきつくてつらい」という趣旨の訴えでしたので、今後は、Ａさん、Ｂ、Ｃさんの関係修復とＡさんが安心して学校生活を送れるように、複数の教員で見守りをしていきます。ご家庭でもお気付きの点がございましたら、いつでもご連絡ください。

## 関係児童へ指導後の被害児童Ａの保護者へ連絡する際の具体例

〇〇の件で、Ｂ、Ｃさんには、そういう行為は良くないと指導してありますが、その後、同じことが繰り返されたときに、Ａさんが学校に言えないことが心配なので、学校では、Ａさんの様子に注意をしております。複数の教員がＡさんに最近困っていないかと声を掛けていますし、昨日も私から学級の数名の児童に「最近クラス内で仲が悪い友達や元気のない友達がいないか」、「こういう言い方や遊び方をされたら嫌だなという場面を見なかったか」を聴いてみましたが、特に心配される話はありませんでした。今後も注意深く見守っていきます。何か気になっていることがあればお知らせください。

保護者への連絡の仕方は、連絡帳や電話、来校面談、家庭訪問による面談などがあり、状況を見て使い分けをすることになります。家庭の都合や状況も考慮しなければなりません。大まかな判断基準として、**「マイナスな情報ほど早めに対面で」**を意識するとよいでしょう。

# ★1 いじめの早期発見について

## いじめ発見のための情報収集

**設　問**

学校では、いじめ発見のために、学校独自のアンケートを行っています。**どんなことに注意すればよいでしょうか？**

### 1 学校独自のアンケート内容の工夫について

アンケートは、目的によって様々な形式で実施されます。また、学校、学年の実態によっても実施方法や設問内容は変わってきます。アンケートの設問内容や実施方法については、児童生徒の状況をよく把握し、年度始めに検討するとよいでしょう。

**＜設問の例＞**

例１）**「自分が嫌だと思ったり、困ったりしたことはありませんか」**
**「友達が嫌がっていたり、困っていたりすることはありませんか」**
→「いじめ」という言葉を使わない質問の仕方もあります。「いじめられたことがありますか」と聞くと、児童生徒が「これっていじめなのかな」と迷い、結果的に伝えない場合もあります。

例２）**「あなたの周りに頑張っている人はいますか。それはどんなことですか」**
**「ありがとうを伝えたい人はいますか。それはどんなことですか」**
→アンケート後の面談で、児童生徒を褒める材料を設問に加えます。自己肯定感や自己有用感を高め、いじめに向かわない学級づくりに活用できます。

### 2 アンケート実施後の留意点について

- **いじめに関する調査やアンケートは、いじめや児童生徒間のトラブルの端緒をつかみ、その状況やそれらに対する悩みなどを把握し、迅速な対応・改善につなげることが最大の目的です。件数の多寡を問題視したり、担任の勤務評価に反映されたりするものではないことを理解し、児童生徒の声に丁寧に向き合います。**
- いじめが疑われる記述があった場合、管理職に報告し、今後の対応について検討します。
- アンケートに記載した児童生徒に聴き取りをする前に、保護者連絡はいつにするか、複数での聴き取り者を誰にするのかを検討します。
- 児童生徒は、聴き取りの際、「大丈夫です」と答えることがあります。それは、「先生がいじめとして取り上げることによる仕返しをおそれる気持ち」「先生が注意をすると友達が自分を嫌って仲が悪くなるのをおそれる気持ちが」出てくることなどが考えられます。したがって、**大丈夫という答えの有無にかかわらず、経過観察をする必要があります。さらに、保護者連絡や調査する必要がないのか、判断します。**
- 保護者にアンケートの内容、本人から聴取した内容を伝え、今後の学校の対応について情報共有します。

## 早期発見のための学校でのチェックポイント

**【登下校時】**
- ☐ 理由もなく、一人で朝早く登校する。
- ☐ 理由もなく、遅刻ぎりぎりの時間に登校する。
- ☐ 担任と視線を合わせないようになる。
- ☐ 元気がなく浮かない顔をする。挨拶をしなくなる。

**【授業中】**
- ☐ 発言すると、嘲笑されたり、はやし立てられたりする。
- ☐ 班編成のときに孤立しがちである。
- ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える。
- ☐ 他の児童生徒から発言を強要されたり、突然個人名が出されたりする。
- ☐ 担任が褒めると冷やかされたり、陰口を言われたりする。
- ☐ 他の児童生徒から机の距離を離される。

**【清掃時】**
- ☐ いつもぞうきん掛けやごみ捨ての当番になっている。
- ☐ 一人で離れて掃除している。
- ☐ 他の児童生徒から机や椅子に触るのを避けられる。

**【帰りの学級活動、放課後】**
- ☐ 持ち物の紛失や掲示した作品へのいたずらがある。
- ☐ 班ノートや学級日誌に何も書かなくなる。
- ☐ みんなが帰宅する前に一人急いで帰宅したり、みんなが帰るまで帰宅したがらなかったりする。
- ☐ 担任の近くから離れようとしない。

**【朝の学級活動、ショートホームルーム】**
- ☐ 体調不良（頭痛、腹痛、吐き気等）を訴える。
- ☐ 欠席・遅刻・早退の理由を明確に言わない。
- ☐ 担任が教室に入室後、遅れて入室する。

**【休憩時間・昼食時】**
- ☐ 一人でいることが多く、集団での行動を避けるようになる。
- ☐ 給食・弁当等を一人で食べることが多い。
- ☐ 遊びと称して、友達とふざけ合っているが表情が暗い。
- ☐ 食べ物にいたずらされる。
- ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。

＊いじめは遊びやふざけ合いを装って行われることがあります。
＊暴力をふるう児童生徒のグループ内で行われるいじめは、被害者からの訴えが出にくく見逃しやすくなります。

学級でのいじめの発見には、**日常の観察**が最も効果的で実践的です。

### 日常の取組の事例

- **定期的な教育相談の実施**
  教育相談週間の設定など定期的に教育相談を実施し、児童生徒が自分の思いを伝えやすい環境を整える必要があります。
- **連絡帳（個人ノート、生活記録ノートなど）の活用**
  日頃から担任と児童生徒、保護者との連絡や情報交換等を行うことは大切です。気になる記載や内容については、児童生徒からの聴き取りをしたり、保護者へ連絡を入れたりするなど迅速に対応する必要があります。
- **学校独自のアンケート調査と全市一斉の「いじめ実態把握調査」の活用**
  各学校の実態に応じて、定期的に実施することが効果的です。また、アンケート回収後、すぐに目を通し、訴えのある場合は速やかに報告し、スピード感を持って対応することが重要になります。
- **校舎内外の巡視活動**
  朝、空き時間、昼休み、放課後等に校舎と校庭の巡視を行います。その際、教員から積極的に声を掛け、挨拶や会話するなど、教員と児童生徒のコミュニケーションから児童生徒の理解につなげていく必要があります。

# ★2 事案認知→報告→方針確認～組織対応の意義

## いじめの対応は担任の責任なの？

**設　問**

学級の児童から担任に、「いじめられている」との訴えがありました。他の教員も忙しそうだし、自分が指導すれば解決できると思います。また、他の教員と共有していたら、初動が遅くなります。

**こういう場合は、自分で保護者に連絡して進めてもよいですか？**

### 事案の認知と組織対応

- 「このくらいのこと」「大したことない」等、事案の**軽重を個人で判断してはいけません。**「認知したものは全て報告」を学校全体で習慣付け、**組織で対応していきます。**
- 基本的には、「いじめ防止等対策委員会」を招集することになりますが、まずは学年主任・いじめ対策担当教諭・生徒指導担当・教頭・校長等に、そのときの状況や学校であらかじめ決めた対応手順に合わせて速やかに報告します。
- 事実確認に向けた**聴き取りプランや保護者連絡のタイミングなどを決定します。**

### いじめ対策担当教諭

校内のいじめ対策組織を機能させるためには、いじめ対策担当教諭のコーディネート力が重要です。**学校の実態に即した実効性の高い校内体制の構築や、本音で話し合える校内研修の場を設定する**など、様々なアイデアを出して学校や教職員全体のいじめ対応力をアップさせていきます。また、**ふだんの学級の状況を見て、支援を考える**ことも大切な役割です。状況に応じて直接指導に入ったり、**管理職と対応を調整したりする**こともあります。いじめ対策担当教諭は、教員との連携を密にして、正確でタイムリーな情報把握に努めましょう。

### ロイヤーからのアドバイス

① 保護者の中には、学級でいじめが起きたことは担任にとって不名誉なことだから穏便に済ませようとしているのではないかと疑う方もいます。既に学校内で共有していて、今後組織的に対応することを伝えることで、保護者に安心感を与えられる場合もあります。

② **組織対応は、教員による対応の違いを防いだり、複数の児童生徒から同時に事情聴取をしたりするときに不可欠**となります。

③ **担任が一人で事情聴取をせず、複数で行う**と、後で、「うちの子は、いじめを認めるように強要されたので、やむを得ずいじめを認めたと言っている」といった主張がされにくくなりますし、そのような事実がないことを複数の教員で証言できます。

④ **保護者と面談をする際、複数の教員で対応する**と、複数の視点で話を受け止めたり、説明できるようになったりします。

# ★3 保護者への連絡→関係児童生徒からの聴取

## 保護者連絡は必ず聴き取りの前にするの？

**設　問**　A：被害　　B、C：加害

Aから、「B、Cから、何度も『バカ』などと悪口を言われる」との訴えがありました。
**早速、BとCを呼び出して、話を聴いて良いですか？**

### 困難ケースに発展した例

B、Cから話を聴いたところ、「やってません」と言われたので、「今後、悪口など、Aが嫌がるようなことをしてはだめだよ」と指導をし、そのことをAに伝えました。

その日の帰り、AはB、Cから、「覚えてろよ」と言われ、不登校になってしまいました。

Aの保護者からは、「そうなることは目に見えていた。**どうしてB、Cから話を聴く前に保護者に連絡してくれなかったのか？**悪口を録音させることもできたし、B、Cへの聴き取りの日は帰りにAを迎えに行けたのに」と非難されました。

### どのように対応すればいいのか（例）

①担任と学年主任等でAから、詳細を確認する。
②管理職に報告し、今後の対応について検討する。
③**被害児童生徒の保護者に連絡をし、今後の学校の進め方について説明をし、Aと保護者の意向を確認する。**
④B、Cからそれぞれ聴き取りを行う。
⑤聴き取った内容や証拠から認められた事実を確認する。
⑥Aの保護者へ連絡し、聴き取りの結果と、学校としての今後の対応について説明する。
⑦B、Cの保護者へ連絡し、聴き取りの結果と、学校としての今後の対応について説明する。
⑧指導を行う。
⑨指導の結果を双方の保護者へ連絡する。
⑩経過観察をする。

※保護者には、その意向を尊重するように努めるものの、再発防止等のため、意向とは異なる対応をする場合もあることをあらかじめ説明します。「仕返しが怖いので何もしないで」と言われても、「B、Cの成長」や「B、Cから他の児童生徒へのいじめ防止」のために指導を行う場合があります。また、「B、Cを出席停止にして」と言われても、B、Cの授業を受ける権利を過度に制約することになり、応じられません。

### 本人からの聴き取りの留意点

①頭の中で場面がイメージできるように、日時・場所・行為・態様を**具体的に聴取します。**
②**目撃者**、身体の傷、破損した衣類・靴・学習用品、ネット上の悪口等、**証拠の有無**を確認します。
③B、Cからいじめられている者が他にいないか、確認します（間接的な証拠になるため）。

### ロイヤーからのアドバイス

①保護者から「本人はいじめを思い出すのもつらそうなので、保護者の話だけで対応してほしい」と求められた場合、本人から話を聴くことができなければ、事実の確認がしにくくなることを伝えますが、それでも構わないとのことであれば、無理に本人からの聴取にこだわる必要はありません。ただし、可能であれば保護者から本人に詳細を確認してもらうように伝えます。**担任がイメージできないままに加害児童生徒から聴き取りを行うと、事実の確認が難しくなることがあります。**

②仮に被害児童生徒が「保護者に伝えないでほしい」と述べた場合でも、「心配である」姿勢を見せつつ、保護者にいじめの事実を把握してもらう必要性について説明し、被害児童生徒の理解を得てください。今後のいじめを防止するための指導や本人のケアが大切です。

# ★4 聴き取り内容の擦り合わせと事実の確認

## 聴き取りではどんな点に注意すればいいの？

**設　問**　A：被害　B、C：加害　D：目撃者

いじめの訴えをしたAによれば、B、CがAに悪口を言っているところをDが見ていたかもしれないとのことでした。ただ、Aの保護者からはDを巻き込みたくないのでDからは聴き取りはしないでほしいとのことでした。

**誰から事情聴取をするべきですか？**

**A、B、Cの話に食い違いがある場合、話が一致するまで聴取を繰り返すべきですか？**

A、B、Cからの聴取は必要です。Dから聴取しなくても事実の確認ができる場合、Dの聴取をしないこともあり得ます。また、Aの保護者がDの聴取をしないでほしいと要望していても、Dの聴取が事実の確認に必要なら聴取を行います。A、B、Cの話が食い違う場合、再聴取が必要かどうかは、いじめ防止等対策委員会で検討しましょう。

### 聴き取りの留意点

① 授業時間外で行うことで、授業を受ける権利を制約しないことや周囲にうわさが広まらないように配慮することが必要です。
② 放課後残す場合、習い事等の用事がないか確認します。また、帰宅が遅いと保護者が心配するおそれがある場合、事前に保護者に連絡をして了承を得ておくことが必要です。
③ 複数の児童生徒から聴取する場合、**原則、同時に個別に聴取します**（BとCの口裏合わせや、B、CがDにうそをつくように働き掛けることを防ぎます）。
④ **指導はせずに聴き取りに徹します。**
**→指導後に新たな事実が判明することがあるためです。**
⑤ 聴き取りは二人一組で行います。（一人は聴き役、一人は記録役）
→「無理矢理言わされた」などの訴えを防ぐためです。
⑥ その場の情景が浮かぶように、実際の場面を再現します。
**→日時・場所・行為・態様・行為に至った背景などを具体的に聴取します。**

**共通フレーム① 聴き取りシート** → C4th の書庫に入っています。

聴き取りシート

| 対象者年組・氏名 | 6年1組 | 仙台　政宗（男） | 立　場 | 被害・関係（加害）・周囲 |
|---|---|---|---|---|
| 聴き取り日時 | 11月11日（木）12：40～13：10 | | 聴き取り者 | 担任/いじめ対策担当教諭 |
| 聴き取り場所 | 相談室 | | 記　録　者 | 養護教諭 |

| いつ | どこで | 誰から（誰に） | 何をしているとき（どのような状況で） | 何をされたのか（したか） | なぜそうしたのか そのときの気持ち | その後どうしたか |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 11/11（木）8:10頃 | 6年1組教室 | 太白　家康<br>若宮　秀吉<br>泉　利家<br>青葉　寧々 | 朝の会の前に教室で過ごしているとき | 太白君とぶつかった後、太白君に「うわ、汚ねぇ」と言われた。その後、若宮君、泉君、青葉さんの4人に「仙台菌」と言って菌回しをされた。 | すごく悲しかったし、傷付いた。なんでそんなことするのかと思った。誰も止めてくれなくてショックだった。教室にいたくないと思った。 | 担任の先生が入ってきて、注意されて終わった。 |

教員によって聴き取りの仕方や精度に差が出ないように、共通の聴き取りシートを活用することを確認します。聴き取りシートは個人で保管するのではなく、いじめ対策担当教諭などの担当者がファイルを準備し学校として保管します。そうすることによって**個人のメモ**ではなく、**組織の記録**として残すことができます。

# ★4 事実確認の必要性

## 聴き取り内容の擦り合わせ

① 聴き取りが終わったら、聴き取りシートを持ち寄り、いじめ対策担当教諭や生徒指導担当者等が中心となり、「事実確認一覧表」を使って聴き取り結果の擦り合わせを行います。一致した点やしない点を明らかにし、必要があれば再聴き取りを実施します。

② 言い分を突き合わせて**事実を確認**していきます。年度始めの校内研修で、事実確認一覧表を使った事実確認の仕方について共通理解を図りましょう。

**共通フレーム② 事実確認一覧表** → C4th の書庫に入っています。

事実確認一覧表

被害児童生徒＜仙台小学校６年１組　仙台政宗＞　関係（加害）児童生徒名＜６年１組　太白家康　若宮秀吉　泉利家　青葉寧々＞

| | 行為 | 被害側の訴え | | | 関係（加害）側の聴き取り内容 | 一致した事実 | 食い違う点 | 学校の対応 | 保護者の意向 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | いつ | どこで | 誰にされたこと | | | | | | |
| 1 | 菌回し | 11/11（木）8:10頃 | ６年１組の教室 | ・太白君とぶつかった後に、太白君が「うわ、汚ねぇ」と言った。太白君は若宮君に「仙台菌」と言ってタッチした。その後、若宮君が泉君や青葉さんにタッチし、４人から菌回しをされた。 | ・太白家康<br>菌回しはやったが「汚ねぇ」とは言っていない。<br>・若宮秀吉<br>菌回しはやった。<br>・泉利家<br>タッチごっこはやったが、菌回しはやっていない。<br>・青葉寧々<br>タッチごっこはやったが、菌回しはやっていない。 | ・太白と若宮が菌回しを行ったこと。 | ・太白が「汚ねぇ」と言ったかどうか。<br>・泉と青葉は菌回しの認識はなく、単なるタッチごっこと認識している。 | ・8:45 担任が教頭に報告。教頭が校長に報告し、対応プランを確認。<br>・12:30 担任から被害保護者に連絡。<br>⇒今朝の出来事と今後の対応<br>・12:40、相談室で担任と養護教諭が仙台から聴き取り。<br>・15:30、担任、２組担任、学年主任、教務主任での４名で、加害児童４名から個別に聴き取りを行う。<br>・16 時、いじめ対策担当教諭を中心に事実関係の摺り合わせを実施。<br>・17 時、仙台宅へ家庭連絡。聴き取り内容と今後の対応プランを説明。<br>・17:30～関係児童宅へ家庭連絡。伝えた内容は仙台からの訴えの内容と、本日の聴き取り結果、明日以降の対応プラン。<br>・11 月 12 日(金)、放課後、太白から再聴き取り後、事実確定⇒脱論⇒謝罪の会（児童のみ）の流れで実施予定。 | ・被害の仙台母は、学校での児童を交えた保護者同士の話合いの場の設定を望んでいる。<br>・太白と若宮の保護者は、謝罪の意を表している。<br>・泉の保護者は、児童に菌回しの自覚はなかったことを、相手に理解してほしいと思っている。<br>・青葉の保護者の意向は不明。<br>※連絡がつかず、留守電にメッセージを残したのみ。 | |

**個人の判断ではなく、組織として事実を確認することが大切です。**

## ロイヤーからのアドバイス

① 事案によっては複数回の聴取が必要な場合がありますが、児童生徒の話が一致しないからといって、過度に聴取を繰り返す例が見られます。しかし、いじめがあったという事実が確認できなくても、なかったと確認されたわけでもないため、（反省を促す指導を除き）今後いじめをしないように指導することはできますし、指導するべきです。そのため、無理に児童生徒の話が一致するまで聴取する必要はありません。むしろ、過度の聴取は、強要・誘導されたものとみなされたり、最初に話した内容を信じてもらえなかったことで教員に信頼されていないと感じたりと、児童生徒が教師に不満を抱くこともあります。そうなれば今後の指導・学級運営に支障が生じます。**最初の聴き取りの精度を高め、こうした事態が生じないようにしましょう。**

② 被害本人や保護者の訴えどおりに事実を確認できなかったと報告すると、本人、保護者が「自分はうそをついているということか」と不満を述べることがありますが、うそをついていると学校が判断したわけではなく、**あったかどうか確認できなかったこと、今後の対応についてを説明してください。**

③ **いじめがあったと確認できなかったのに、関係児童生徒に、今後、いじめをしないように指導すると、「証拠もないのに犯人扱いするのか」と保護者から不満を述べられることがあります。**いじめがあったことを確認したわけではないが、学校としては、再発防止に向けて取り組んでいくことを事前に説明しておきます。

# ★5 保護者へ事実と今後の対応方針の報告

## 保護者から無理な要求をされたらどうする？

**設　問**　A：被害　B、C：加害

ＢとＣは悪口を言ったことを認めました。Ａの保護者はＢとＣに対する当面の出席停止を求めています。しかし、出席停止までは必要とは思えません。

**どう説得すると良いでしょうか？**

### 保護者連絡の留意点

- 聴き取り結果と確認した事実について家庭に連絡します。ケースによっては、電話ではなく、保護者・本人同席の下、一つ一つ事実を確認しながら**対面で伝えることが望ましいこともあります。**
- **対応プランを提示し**、被害児童生徒や保護者の意向を確認します。対応プラン（指導・謝罪・関係修復）について説明したら、被害児童生徒や保護者と同様の流れで関係児童生徒やその保護者に連絡をします。保護者には、学校は教育機関として再発防止のために必要な場合は、一時的に出席を停止させることもありますが、罰を与える目的で出席停止にはしないことを説明します。そもそも、学校にはいじめを理由に児童生徒を出席停止にする権限はありません。（教育委員会が判断）

### ロイヤーからのアドバイス

① いじめが確認された場合、以下のようなことを検討することになります。
- 指導（内省を深めさせるための指導）の方法、役割
- 再発防止策（別室登校、席替え、掃除・行事等の班替え）
- SNS上の悪口や、口頭での悪い噂等により傷付けられた名誉の回復措置
- 条件がそろえば関係修復（謝罪）の会
- 経過観察の方法、役割

② 保護者から**過大な処分等の要求があっても、加害児童生徒の人権・成長の視点から応じられないこともあります。**なお、過大な措置は、被害児童生徒自身にとっても、下記のようなマイナスとなる場合があることを説明することで理解を得られることもあります。
- 過大な処分等により後日、被害児童生徒が「自分のせいでＢ、Ｃくんはそんなことになってしまった」とつらい思いになる
- 周囲からＡのせいでＢ、Ｃがそこまで処分されたと非難される
- 将来、被害児童生徒が逆にいじめてしまった場合、同様の処分を受けることになる

③ 被害児童生徒とその保護者に対し、学校が行おうとする指導や再発防止策等の内容を説明し、希望や意見があれば再検討の上、内容を決定します。決定した内容について、被害児童生徒とその保護者の理解を得るように努めるべきですが、最終的には理解を得られないとしても、学校の責任において判断し、実践するしかありません。その際、保護者の考え方が間違っていると否定することなく、多様な考え方があり得る中で、学校としては現時点で最善と判断した内容を実践する旨を伝えることも必要です。

# ★6 指導における公平性

## お互い様の場合、どう指導すればいいの？

**設　問**　A：被害　B、C：加害　→　B：被害　A：加害

聴き取りの結果、以前、Aが、Bをいじめていたことが分かりました。そこで、お互い様として、A、B、Cを集めて一度に指導しようと思いますが、**どうでしょうか？**

### 指導の際の留意点

- 関係児童生徒へ学校組織として指導（必要に応じて管理職から話をする等）を行い、内省を深めさせます。
- 状況に応じて、学級や学年全体での指導も行います。
- 上記の設例のような場合は、以前の事案は別に対応します。

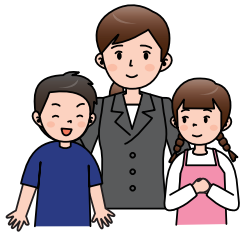

### 指導の具体例

**◆被害児童生徒・関係児童生徒の聴き取りと指導～聴き取りと指導を一緒に行わない**

- 被害児童生徒、関係児童生徒とも、それぞれの事案について、事案に至る背景について、双方から丁寧に話を聴くことを日頃から気を付けます。忙しさの中で、早く解決したいという思いから、聴き取りと指導を一緒に行うと、関係児童生徒も同一当事者間の別の事案について被害側だった場合、信頼を失うことになります。

・B、Cから、「Aから被害を受けた」という話があった場合は、その事案とは別ないじめ事案として対応します。この場合は、いじめの認知件数は2件となります。

・指導は個別に行い、自分のしたことを振り返り、今後どうしていきたいのか、考えさせます。（内省を深める）

**◆保護者の対応**

- 二つの事案について説明するとともに、今後より良い関係を作っていくための学校の方針について説明します。
- 学校と家庭で連携して、継続して見守っていくことについて理解を求めます。

**◆周囲の児童生徒への対応～学活や道徳科の授業の中で**

- 互いを尊重する大切さ、相手に上手に気持ちを伝え理解してもらう話し方、皆で協力する良さなど、いじめの未然防止を目的とした授業を計画的に行います。

### ロイヤーからのアドバイス

① 以前、Aがいじめをしていたとしても、お互い様、けんか両成敗として、今回のB、Cのいじめが正当化されることはありません。B、Cへの指導等は行った上で、**別途Aが行ったいじめについて、事実の確認、指導等を行いましょう。**つまり、**二つのいじめ事案**として取り扱う必要があります。なお、二つのいじめ事案として扱うという建前で、実際にはその指導を、A、B、Cを集めて連続して行うと、実質的にはお互い様と扱ったように受け取られ、B、Cへの指導の効果が期待できません。必ず二つの事案は、時を分けて対応しましょう。

② しばしば、加害児童生徒から、自分以外にも、加害児童生徒がいるとの弁解がされることがありますが、この場合、**いじめをしたことが正当化されるものではないことを指導する**必要があります。当然、ほかの加害児童生徒にも指導しなければ、不公平感が生じ、指導が浸透しません。したがって、相当な期間内に、ほかの加害児童生徒に対しても指導をするべきです。

# ★7 関係修復（謝罪）

## いじめがあったら謝罪は必須か？

**設　問**　A：被害　B、C：加害

B、Cがいじめを認め、いじめがあったと確認できました。いじめられたAとその保護者は、今後、BとCがいじめをしなければよいし、逆恨みされて仕返しされても困るので、謝罪は無用と言っています。しかし、学校としては、けじめとして謝罪の場を設定するべきと考えています。

**謝罪の場を設定して良いでしょうか？**

### 関係修復（謝罪）の場の設定

- 指導を終え、関係児童生徒の**内省の深まりが確認できたら、被害児童生徒の意向を踏まえて**関係修復の場を設定します。保護者同席の場合もそうでない場合も、**必ず教員が立ち会いましょう。**その際、その場の趣旨や意義を、双方の保護者に十分理解させて臨むことが大切です。
- 被害児童生徒が望んでいない場合や事実に食い違いがある場合、関係児童生徒の内省が深まっていない場合は、急いで謝罪の場を設定するべきではありません。

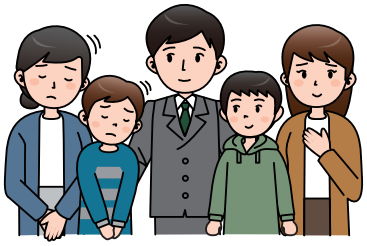

### ロイヤーからのアドバイス

① いじめの再発を防止するためには、いじめをしないように指導し、再発防止策を講じ、経過観察をすることが大切です。いじめをしたことを反省させ、謝罪したいという気持ちにさせることは再発防止に資するものですが、謝罪の場を持つか否かは再発防止に直接影響しません。

② 謝罪の場は、[1]双方が望んでおり、[2]正当な目的（被害児童生徒が安心して登校できるようになる場合、双方の関係修復の契機となる場合、加害児童生徒への指導を効果的に浸透させる場合等）が認められ、[3]口論になるリスクがない場合のみ、設定するべきです。**謝罪の場は、いじめ対応において必須のものではありません。当然、これをゴールと考えてはいけません。**

③ 加害児童生徒が望んでいても、被害児童生徒が望んでいない場合には行うべきではありません。

④ 被害児童生徒やその保護者の精神的苦痛を慰謝する目的、又は報復したいという欲求を満たす目的で謝罪の場を設定するべきではありません。また、**学校側の「いじめ事案が解決した証とする」という目的で設定するべきでもありません。**

⑤ 被害側と加害側の間で、いじめの内容について主張の食い違いがある場合、謝罪の場を設定すると、かえって主張の食い違いが顕在化し、口論になるリスクがあります。

⑥ **許しを得ることが、いじめ対応上必須と考えると、許しを得るために被害児童生徒やその保護者の過大な要求を受け入れるように、加害児童生徒とその保護者に働き掛けてしまうおそれがあるので、注意しましょう。**

# ★8 情報共有

## 情報共有ってどこまですればいいの？

● 管理職や学年主任、生徒指導担当等で回覧することが一般的ですが、**全教員で回覧することをお勧めします。**全教員で回覧することで、**情報共有が確実に行えます。**また、事案について言葉を交わすきっかけとなり、**教員の同僚性を高める**ことにもつながります。また、記録のまとめ方や対応の仕方などを見て学ぶことができ、**教員にとっての研修**にもつながります。

**共通フレーム③ いじめ事案報告書** → C4th の書庫に入っています。

起きた事案の要点をまとめ、全職員で情報共有を図るためのいじめ事案報告書（公文書開示の対象）です。

令和３年度

| 校　長 | 教　頭 | 教　務 | 生徒指導担当 | 学年主任 | １組担任 | ２組担任 | 3 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | |
| 副担任 | 少人数担当 | 特支担任 | 養護教諭 | いじめ対策担当教諭 | | | |
| | | | | 戻り | | | |

押印欄を設けることで情報共有の漏れを防ぎます。学年ごとに回覧するなどの工夫をするとよいでしょう。

### いじめ事案報告書

第１報

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 記入日時 | １１月１１日（木）１９時４０分 | | | 記入者 | 6-1 担任●● |
| 発生日時 | １１月１１日（木）８時１０分頃 | | | 管理下 | (内)・外 |
| 報告日時 | １１月１１日（木）８時４５分頃 | | | 報告先 | 教頭・いじめ対策担当教諭 |
| 関係者 | 被害者 | ６年２組 | 仙台　政宗(男) | | |
| 氏名 | 加害者 | ６年２組 | 太白 家康(男)・若宮 秀吉(男)・泉 利家(男)・青葉 寧々（女） | | |

**事故の概要**

担任が朝の会を行うため教室に入ったところ、児童数名が追いかけっこのようなことをして走り回っていた。担任が注意し、全員が着席したところで朝の会を始めた。朝の会のとき、仙台がうつむいたままだったので、様子がおかしいと感じた担任が、朝の会終了後、仙台に声を掛け別室で話を聞いた。仙台から「（上記加害４名から）菌回しをされた」との訴えがあった。

**指導の経過・方向性**

担任からいじめ対策担当教諭と教頭に報告（8：45）を入れ、その後、教頭・校長・いじめ対策担当教諭で協議した。昼休みに、仙台から再度詳細について聴き取りを行い、放課後、関係児童から聴き取りを行った。太白と若宮は、加害行為を認めたが、泉と青葉は「菌回し」の意図はなく、単にタッチごっこだと思ってやっていたと話した。太白と若宮に関しては「いじめ行為」として指導、泉と青葉に関しては、「自覚や悪意はなくとも、結果として仙台を傷つけた」ことに対する指導を行い、その後、仙台との関係修復を図っていく予定。関係児童の指導が終了後、学級・学年での全体指導を実施予定。

**保護者連絡　※保護者の反応や要望について**

仙台母　⇒　11/11（木）18：00に担任といじめ対策担当教諭が家庭訪問し保護者に経過を報告。保護者はここまでの学校対応に理解を示している。加害児童および保護者からの謝罪や関係修復の場の設定を要望している。

太白母　⇒　11/11（木）19：00に、担任が保護者に電話で経過を報告。保護者は謝罪の意向を示している。

若宮父　⇒　11/11（木）19：10に、担任が保護者に電話で経過を報告。保護者は謝罪の意向を示している。

泉　母　⇒　11/11（木）19：20に、担任が保護者に電話で経過を報告。息子の行為が「いじめ」であるとは受け取っていない。太白・若宮の行為と同列に扱われることを嫌がっている。

青葉家　⇒　11/11（木）19：30に、担任が保護者に電話するがつながらない状況。留守電にメッセージを入れた。青葉家は連絡がつきにくい家庭なので、連絡がつかなければ、明日、家庭訪問を実施予定。

保護者連絡について記入することで、保護者への連絡漏れを防ぎます。また、保護者の反応を具体的に記入することで、今後の対応に生かすことができます。

# ★8 情報共有

## 共通フレーム④ いじめ事案集計表

学校で認知したすべてのいじめ事案について、年４回教育委員会に報告します。

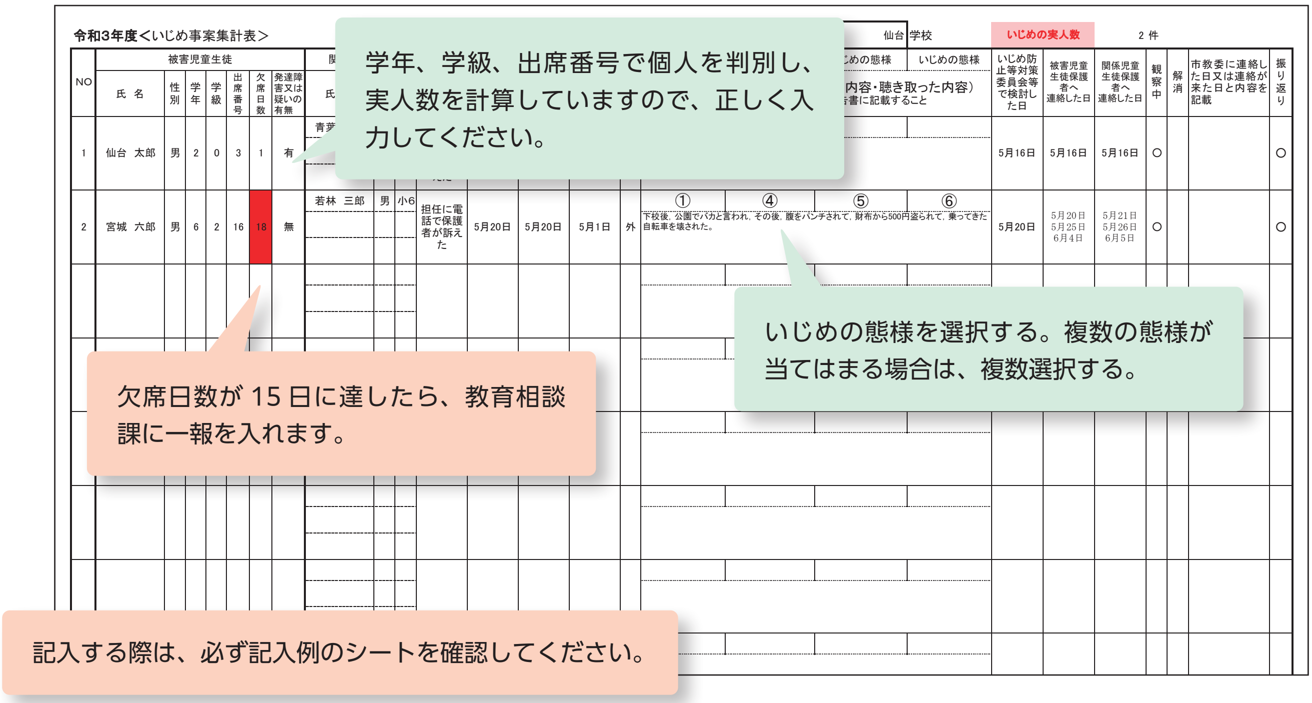


## 小・中・高間での情報共有（引継）

　引継の書式に関しては、学校や中学校区ごとに独自の書式が使われています。まずは、今までの書式について、校内で見直しを図り、書式や効果的な引継の方法について検討していきましょう。
　いじめの加害や被害になることを繰り返していたり、家庭的な要因で、いじめの加害や被害になるリスクが高かったりする児童生徒に対し、個別の支援シートを作成し、引き継ぐようにします。切れ目のない一貫した支援のためにも、各学校（中学校区）の実態にあった支援シートを作成します。

### メンバー構成

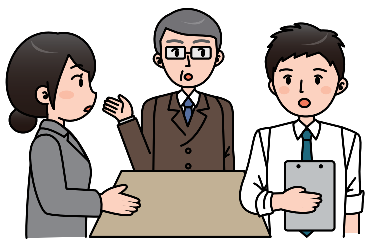

**小　学　校**

- ６年担当
- 生徒指導担当
- いじめ対策担当
- 不登校支援 CO
- 特別支援 CO
- 養護教諭
- 小中連携担当
- SC　など

**中　学　校**

- 新１年担当
- 生徒指導主事
- いじめ対策担当
- 不登校支援 CO
- 特別支援 CO
- 養護教諭
- 小中高連携担当
- SC　など

### 参考資料

- 個別の教育支援計画・個別の指導計画（特別支援教育課）
- 児童生徒理解・教育支援シート（教育相談課いじめ不登校対策班）

※C4thの書庫からダウンロードできます。各学校で修正してご使用ください。

# ★9 経過観察

## 謝罪したらいじめは解消したことでいいの？

**設　問**

謝罪が終わったので、学校内では、今後、複数体制で、様子を見守っていくことを確認しました。その後、３か月間、何も訴えがなければ解決したものとして処理する予定です。

**問題はありますか？**

### 経過観察と心のケア

- 見守りや再発防止プランを実行し、組織で経過観察をしていきます。被害児童生徒・関係児童生徒の各家庭に対しては、学校の様子や頑張っている姿について定期的に連絡を入れ、連携を密にしていきます。また、養護教諭やスクールカウンセラーとも連携し、心のケアに努めます。

### ロイヤーからのアドバイス

① 謝罪の会でいじめが解決したと捉えるのは危険です。むしろ、加害児童生徒が謝罪までさせられたとして仕返しをした場合、被害児童生徒は、二度と学校には報告しなくなるおそれすらあります。

② 謝罪の会をしたとしても、経過観察が不可欠です。その方法は、アンケートでいじめが疑われる場合の経過観察と同じであり、受け身ではなく、積極的に行動するべきです。

③ 再発防止のためには、双方の保護者への報告や協力依頼が不可欠です。

- 被害の保護者には、またいじめられたら保護者や学校に話すように子供に指導するとともに、家庭内での様子を注視し、報告していただくように依頼します。
- 加害の保護者には、いじめをしないように指導したことを報告するとともに、家庭内での指導も要請します。

## いじめがあったと確認できなかった場合の対応ってどうすればいいの？

**設　問**

いじめたとされるＢ、Ｃがいじめたことを認めず、証拠もないため、いじめがあったと確認できなかった場合、どう対応するべきですか？

### 再発防止

- 再発を防止するために、学校組織として見守りをします。
- 学級で、いじめ防止の授業を行います。
- 被害児童生徒については、一定の期間、声を掛け、嫌な思いをしていないか確認します。

### ロイヤーからのアドバイス

いじめの事実を確認できた場合、指導、再発防止策、名誉回復措置（根も葉もないうわさが流れた場合など）、経過観察を行い、条件がそろえば謝罪の場を設けることになります。これに対し、いじめの事実を確認できなかった場合でも、同じようなことが起きないように、指導（反省を促す指導は除かれます）、再発防止策、名誉回復措置、経過観察を行ってください。

## 事例① 無自覚ないじめの対応事例　A：被害　B：加害

Bは Aから以前に牛乳が嫌いだという話を聞いていました。給食で牛乳当番だったBは「牛乳が嫌いなら配らないほうがいいだろう」と思いました。配られなかったAは、自分だけ牛乳を配られなかったことに悲しい気持ちになりました。

### 具体的な対応例

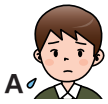


先生！　Bくんがぼくにだけ牛乳を配ってくれません

そうかあ。詳しく話を聴かせてくれる？

担任はAから、いつのことなのか、いつもなのか、思い当たる理由について詳しく話を聴いた。

学年主任とも相談し、無自覚ないじめではないかと判断した担任は、Bから話を聴いた。

給食の時間にAくんにだけ牛乳を配ってないようだけど

Aくん、牛乳嫌いって言っていつも牛乳残していたから、配らなくていいと思って配りませんでした

一人だけ牛乳もらえなくて悲しかったよね。でも、Bくんは、Aくんのことを考えて配らなかったみたいだよ

Aの訴えを共感的に受け止めつつ、Bの行為は親切心からであったことを伝えた。

Bの行為を認めながらも、嫌な思いをする人がいることを理解させた。

BくんはAくんのことを考えてくれていたんだね。でも、Aくんは悲しい気持ちになったようだよ。Bくんこのあと、どうしたい？

Aくんが嫌な気持ちになったのなら、謝って仲直りしたいです！

A、B双方とも互いの気持ちを理解し、関係修復をすることができた。その後、管理職へ報告し、Aの対応とBの指導内容を伝え、保護者への連絡内容などを確認し、保護者へ連絡した。Aの保護者には、事案の内容、Bの気持ち、関係修復したこと、今後も継続して思いやりのある学級を作っていくなど前向きな話も伝えた。Bの保護者には、いじめという言葉は使わずにBの親切心を伝えつつ、事案の内容、指導の内容、関係修復したことを伝えた。後日、学級全体で相手の立場を考えたり、思いやったりする力を育てるための日常の指導を継続して行った。C4th 書庫の「そんなつもりじゃなかった」を参考に授業を行った。

**ポイント**

① 無自覚ないじめでは、好意の行為や親切心、正義感などから行われる行為も含まれるため、関係児童生徒の気持ちをしっかりと受容しつつ、いじめという言葉を使わずに指導していくことが必要です。
② 日頃から学級の中で、相手の立場を考えたり、自分と違った考え方を理解したりするための授業などを工夫していくことも必要です。

## 事例② オンラインゲームがきっかけの事例　A：被害　B：加害

AとBは、友達数人と、日頃から一緒にオンラインゲームをしていました。Bがいつものようにゲームのグループに入ろうとしたところ、仲間に入ることができませんでした。Aに仲間外れにされたと思ったBは、「Aのアカウントでゲームができなくなるように通報して！」という動画をSNSに上げました。

### 具体的な対応例

先生！Bくんがぼくのことを
SNSに動画でアップしています

それはたいへん！
昼休みに詳しく話を聴かせてくれる？

すぐに学年主任に連絡し、いじめ対策担当教諭、管理職に概要を報告した。今後の方針を検討した。昼休みは、担任といじめ対策担当教諭で聴き取りを行うこととした。

昼休みに話を聴いたことを基に、被害児童Aの保護者へ、現在分かっている事案の概要、今後の対応方針について連絡を行い、放課後に動画の確認をすること、今後、関係児童からの聴き取りを行うことについて伝えた。

今日Aくんから訴えがあって詳しく話を聴いたところ、……ということでした。これから動画を確認させてください。明日、Bくんや関係児童から話を聴き、また連絡させていただきます

翌日、Bから聴き取りを行い、再度、いじめ防止等対策委員会を招集し、聴取結果の擦り合わせをし、事実を確認した。一致したこと、一致しないことを明らかにし、今後の対応方針を決定した。A、B双方の保護者へ、事案について報告し、今後の学校の対応プランについて説明した。

その日のうちに、Bの保護者とBの立会いの下、動画を削除した。（完全に動画を削除する場合、サイトやアプリの管理会社に削除依頼をすることが必要な場合もある。削除されない場合は、警察に相談することも考えられる。）

後日、Bの内省が深まるように指導し、A、B双方の意思を確認して関係修復を図った。

これまでの経緯をいじめ事案報告書にまとめ、全職員で共通理解を図るとともに、A、B双方の保護者へ連絡を行い、指導の結果や関係修復の様子を伝えた。

担任は、しばらくの間、帰る前にA、Bに声を掛け、それぞれ振り返りを行い、定期的に保護者にも連絡を入れ、学校での様子を伝えるとともに、家庭での様子について話を伺うようにした。

学年全体で、オンラインゲームやSNSの使い方について学習する機会を作り、全体指導を行った。

**ポイント**

① 学校外のことだから？！
児童生徒のトラブルは、学校内だけで起きるわけではありません。オンラインゲーム上のトラブルを、「学校外のことだから、学校では指導できない」というのは間違いです。学校管理下外の出来事でも、一定の人間関係があればいじめに該当し（P.3定義）、いじめとして報告があった場合、学校は対応しなければなりません。

② 丁寧な聴き取りと状況の整理
オンライン上のトラブルの中には、「伝えたつもり」「聞こえてなかった」など、児童生徒同士が目の前にいればトラブルにならなかったような事案も少なくありません。トラブル時の状況を丁寧に聴き取り、教員が図や絵などを示しながら、関係児童生徒と一緒に整理することが効果的です。

# 事例③ SNS のいじめ事例　A：被害　B、C、D：加害

Bは、日頃から、学級内で級友の悪口やクラスを批判するようなことを言っているAに対して不満を持っていました。そこでBは、Aの悪口をＳＮＳ上に書き込みました。この書き込みを見た友人CがＳＮＳ上に掲載された内容をスクリーンショットし、別のＳＮＳ上に貼り付けました。この内容を見たDがこれまでのAの言動への不満から、Aの誹謗中傷を書き込みました。

自分に対する誹謗中傷の書き込みを見たAは、学校へ行くのが怖くなり担任に相談しました。保護者も一人対複数の構図に不安を感じ、解決しなければ学校に登校させないこともあり得ると話しました。

## 具体的な対応例

A

先生！ＳＮＳ上に複数の級友から自分の誹謗中傷が書き込まれています。不安で教室に入れないし、授業も受けられません。学校にも来たくないです

分かりました。
放課後に詳しく話を聴かせてくれる？

担任

すぐに学年主任に連絡し、いじめ対策担当教諭、管理職に概要を報告し、今後の方針を検討した。放課後に、担任と学年主任でＡから聴き取りを行うこととした。口裏合わせを防ぐために、関係保護者連絡は聴き取り後にすることとした。

担任

放課後、担任と学年主任でＡから聴き取りをした。Ａからは、書き込まれるような要因について心当たりがないか聴いた。その後、話を聴いたことを基に、被害生徒Ａの保護者へ、現在分かっている事案の概要を伝え、スマホを持って来校していただくようお願いした。

担任

今日Ａくんから訴えがあって詳しく話を聴いたところ、……ということでした。これからスマホを持って来校していただけませんか

保護者

担任

母親が来校し、Ａと保護者と一緒に書き込みの内容を確認し、内容をスクリーンショットで記録した。今後、関係生徒からの聴き取りを行うことについてＡと保護者から了解を得た。

翌日、B、C、Dから聴き取りを行った。学年の教員、生徒指導主事など複数の教員で、同時間帯に聴き取りを行った。聴き取りシートを活用し、聴き取りの精度に差が出ないようにした。

放課後にいじめ防止等対策委員会を招集し、これまで聴き取ったことを基に擦り合わせを行い、事実を確認した。一致したこと、一致しないことを明らかにし、今後の対応方針を決定した。その後、担任からＡの保護者へ連絡し、関係生徒から聴き取った内容と今後の方針を伝えた。担任からB、C、Dの保護者へ連絡し、事案の概要と今後の方針について伝え、書き込みの拡散状況の確認と削除もお願いした。

後日、B、C、Dの内省が深まるように指導した。Ａにも自分のよくなかったことを振り返らせた。双方の意思を確認して関係修復を図った。A、B、C、Dの保護者へ連絡を行い、指導の結果や関係修復の様子を伝えた。今回の事案について全職員で情報共有を行い、教育相談課へ報告した。学年集会を開き、人の嫌がることを言ったりやったりしてはいけないこと、さらに、SNS 上に書き込みをすることは絶対にやめることを伝えた。

**ポイント**

① 一人対複数の構図であることからAの不安な心情を配慮するとともに、本人、保護者に対応の方向性や意向を確認しながら対応に当たります。
② 複数名の関係者がいる場合は、時間差がないように組織的な対応を行います。また、訴えと聴き取り内容が異なる場合も想定されるため、聴き取るポイントを事前に確認し、丁寧に聴き取ります。
③ 関係児童生徒の背景にも目を向けながら、理由や気持ちを十分に聴き、関係を修復していきます。
④ 保護者にSNSの使い方や危険性について説明していくことも必要です。

# 事例④ 連絡ノートに「死にたい」と書いた生徒の事例　A：被害

中学１年生のＡは、いつもと同じように生活記録ノートを担任に提出しました。担任が空き時間にＡの生活記録ノートを点検していると、「最近、友達関係に疲れました。何もかもが嫌になりました。死にたい」という記載を発見しました。最近、Ａに変わった様子は特に見られませんでした。

自殺の危険が高まった子供への対応 → **TALKの原則**

| | |
|---|---|
| **Tell** | 言葉に出して心配していることを伝える。（例）「死にたいくらいつらいことがあるのね。とってもあなたのことが心配だわ」 |
| **Ask** | 「死にたい」という気持ちについて、率直に尋ねる。（例）「どんなときに死にたいと思ってしまうの？」 |
| **Listen** | 絶望的な気持ちを傾聴する。<br>死を思うほどの深刻な問題を抱えた児童生徒に対しては、児童生徒の考えや行動を良し悪しで判断するのではなく、そうならざるを得なかった、それしか思いつかなかった状況を理解しようとすることが必要です。 |
| **Keep safe** | 安全を確保する。<br>危険と判断したら、まず一人にしないで寄り添い、他からも適切な援助を求めるようにします。 |

## 具体的な対応例

### １ 情報の共有

記載があった事実について、**管理職まで報告し、情報を共有します。**その後、Ａの様子について知っていることや家庭環境等の情報を集めて確認し合います。

### ２ Ａからの聴き取り

情報を共有したあと、本人に「どうしてそのようなことを書いたのか」を確認します。
（ただし、１の確認の結果、理由が予測され、本人に確認することで本人を追い詰める可能性がある場合は先に保護者と情報共有してから確認します。）

聴き取りをするときは、複数の教員で対応し、**安全を確保した上で**、言葉に出して心配していることを伝えます。次に「死にたい」と思うほどのつらい気持ちの背景にあるものについて尋ねます。**気持ちを傾聴する**必要があります。

### ３ 保護者連絡

聴き取りの結果、いじめが原因である場合は重大事態に係る事案になる可能性が高くなります。そのことも視野に入れて対応します。「冗談です」と言って明確な理由を話してくれなかった場合でも保護者に報告します。なお、事実聴取後、生徒が「親には言わないで」と訴えた場合でも、「心配している」という姿勢を示した上で、保護者に事実を伝えることの必要性について説明し、理解を得ます。

ただし、保護者に悩みを伝えることが生徒本人に重大な不利益を招く場合（親からの虐待が原因であった場合等）には別途学校としての対応を検討します。

### ４ 経過観察

発見した当日から翌日まで**一人にしない環境を整え**、面談等を継続的に行います。このとき、担任もしくはSCなど**本人にとって話しやすい大人と相談できるように調整を図ります。**校内での対応が難しい場合は、関係機関等につなげていく必要があります。

**ポイント**

①「死にたい」と訴えられたとき　→　**話を誠実に聴いてしっかり受け止めることが必要になります。**
② 相手の考えや行動を良い悪いで判断するのではなく、そうならざるを得なかった、それしかなかった（と思った）状況を理解し、援助のための出発点を見極めることが重要になります。
③ 相手に寄り添い、相手の立場を理解し、一緒にできることをともに考えようとする（カウンセリングの姿勢）ことが重要になります。
④ 担任だけで対応するのではなく、スクールカウンセラーに相談し、助言をもらうとよいでしょう。

## 事例⑤ 関係生徒が特定できない事例　A：被害

Aが登校したら、悪口が書かれた手紙が机の中に入っていました。Aは担任にその手紙を渡しました。夕方、保護者から学校に電話があり、「誰が書いたのかアンケートを取ってほしい」と言われました。

**アンケートを取るべきですか？**

その翌日の帰り際にAから体育着の上着が無くなったと訴えられました。

**帰りの会で、クラスの全員に隣の席の生徒のカバンの中を確認させましたが問題はありますか？**

### 具体的な対応例

●悪口が書かれた手紙の件について

① 管理職に報告後、被害生徒本人から、心当たりがないか聴取します。

② 全職員に情報を共有し、目撃情報がないか確認します。

③ 被害生徒本人からの求めがあり、**再発防止の観点**や被害生徒の**安心安全のため**などの理由があればアンケートを取ることも考えられます。ただし、事前にアンケートを取ることにより、うわさが広まる可能性や、必ずしも関係生徒が見付かるとは限らないこと、関係生徒が見付からなかった場合、被害生徒が学級に居づらくなる可能性があるなどのリスクについて、被害生徒本人、保護者に説明しておく必要があります。

#### 留意点

1 学校は加害生徒を見付けて処分する機関ではなく、いじめを予防して安心して学校生活が送れるようにし、また、生徒の人格形成のためにいじめが良くないことを指導する機関です。再発防止の校内体制や被害生徒のケアが大切です。
（被害者と主張する生徒が嘘を言っている可能性も考慮する必要があります。）

2 アンケート調査の必要性及びアンケートの内容や実施回数（１回目で加害生徒が明らかにならなかった場合の再アンケート実施の要否）については、生徒本人及び保護者の意向を尊重しつつ、最終的には学校として判断することを確認します。

3 学校は保護者からの要求に対し、アンケートを取るリスクについて説明する必要があります。

4 加害生徒が特定できなくても、人が嫌がる行為をしてはいけないことを生徒に説くことをもって、予防及び指導はできます。

5 加害生徒を特定し、個別に指導したほうが、指導としての効果が上がりますが、必ずしも特定できなくても再発防止の対応、被害のケアはできます。

●体育着の件について

隣の生徒のカバンを確認し合うことについては、生徒の同意が不可欠ですが、「教師に言われれば断れない」という心理があり得る以上、同意があったと言えない場合もあり得ます。また、盗った者が誰かのカバンに入れる可能性もあるにもかかわらず、誰かのカバンから発見されれば、その生徒は加害扱いされ、新たな被害を生みかねません。自宅に帰ってからカバンを確認し、「あったら直接学校に教えて」というお願い程度にとどめるといいでしょう。

# 事例⑥ 保護者からの困難な要求の事例　A：被害　B：加害

小学６年生のＡから「同級生のＢにいじめられている」という訴えがありました。担任がＡから聴き取りを行うと、「中学年のころから何度もからかいや物を取られる等のいじめがあり、その都度Ｂから謝罪は受けたが、またいじめられた」とのことでした。今回もＢへの指導の後、担任立ち会いの上で、児童同士で謝罪の会を行ったことを保護者に報告しました。すると、Ａの父親から「いじめは長い間続いてきたもの。完全にいじめが無くなったとは思えない。これから進学する中学も同じになる。Ｂを今すぐに転校させてほしい」と怒鳴り付けるような電話が毎日担任に掛かってくるようになりました。

## 具体的な対応例

### 1 加害児童の転校については不可能である

→再発防止という目的とはいえ、加害児童にとって転校は過大な負担が掛かります。また、万が一、加害児童が反省していない場合、転校先の児童が新しいいじめの標的になる危険もあります。さらに、学校には児童生徒を転校させる権限もありません。

### 2 被害児童自身の今後の成長に係ること

→もしＢが転校したとして、そこまでに至ってしまったことをＡが後悔したり、周囲がＢの転校の裏にある事実を知ることになったときにＡが非難される立場になったりしてしまわないかを保護者にも共に考えてもらう必要があります。

本来であれば、**このような状況になる前に学校全体として最善を尽くすことが大切です。**過去にいじめの訴えがあった児童に関して、前担任からの引継ぎは必須です。問題を現担任だけで解決しようとせず、必ず管理職にも報告、相談をします。また、不当な要求をしたり威圧的な言動を繰り返したりする保護者に関しては、「管理職に報告し、改めて連絡させていただきます」として、即答は避けましょう。また、学校だけで抱え込まずに教育委員会や警察、場合によっては弁護士にも相談しながら対応しましょう。

## 要求された際に留意すべき事項

① 要求に応じるか否か、即答は避け、一旦持ち帰って学校として検討する姿勢を示します。

② 要求の背景にある心情への理解を示すように努めます。ただし、要求を受け入れたと誤解されないように注意します。

（例） いじめた子を転校させてほしいという要望に対し、「そこまでのお怒りの気持ちは分かりますが、双方の児童のためにどうしたらよいか一緒に考えましょう」と理解を示します。

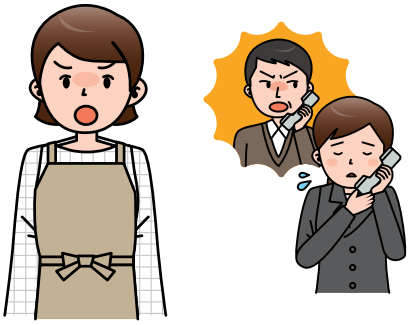

**ポイント**

① 困難な要求を受け入れる必要はありませんが、保護者の感情に共感することは必要です。

② 授業の準備等のほかの業務もある以上、面談や電話をする際は、事前に時間を決め、途中で切り上げることも必要です。長時間、威圧的な態度で居座るようであれば、警察に連絡することが必要な場合もあります。

※ P.35にも具体例が記載されています。

# ～スクールカウンセラーとの連携～



## 事例⑦ 差別や偏見によるいじめの事例　A：被害

小学６年生の４月、県外から転入したA。同級生から「(言葉が) なまっている」「(イントネーションが) 変だ」と言われたり、Aが話すとくすくす笑う様子が見られたりするようになりました。Aは家族に話しましたが、家族からは「気にしない、気にしない」と言われ、気持ちは晴れませんでした。浮かない表情のAに気付いた担任は、Aに声を掛けましたが、Aは「大丈夫」と答えました。

### 具体的な対応例

担　任

SC

本　人

養護教諭

1 Aのことが気になった担任は、SCに相談して、様子を見てもらうことにした。

2 Aの様子が気になったSCは、Aに声を掛け、話を聴くこととなった。

3 SCは、Aの話を傾聴し、Aの希望を聞いて継続面談の予約を入れた。

4 Aからは「担任には言わないでほしい」ということだったが、SCは担任の見守りが必要と感じ、担任に情報提供をした。ただし、担任には、「Aには情報提供を受けたことを知られないようにしてください」と伝えた。(集団守秘義務)

5 SCはAとの信頼関係を築いた上で、Aの承諾を得て、一緒に保健室を訪れて、毎日学校にいて身近に相談できる存在として養護教諭を紹介した。

6 その後、SCはAをいじめの相談ができるように担任にもつないでいった。

7 Aは担任に悩みを話した。事案を知った担任は、管理職に報告、Aの保護者に連絡した。

その後、関係児童からの聴き取り、事実の確認、当該児童の保護者への連絡、関係児童保護者への連絡、指導、経過観察といじめの対応を行った。

### SC (スクールカウンセラー)

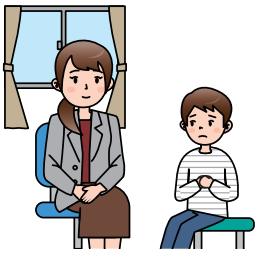

SCと連携し、SCの機能を最大限活用していくためには、先生方の働き掛けが不可欠です。児童生徒・保護者向けのアナウンスや紹介（つなぎ）は積極的に行っていきましょう。相談内容によっては、男性or女性SCのほうがよい、といったケースもあります。また、配置SCの勤務日以外で、緊急にSC対応が必要な場合は、ご相談ください。
(窓口：教育相談課教育相談班　214-0004)

配置SCは、養護教諭と違い、常勤しているわけではないので、タイムリーに相談に乗ってもらうのが難しい場合もあります。そんなときは以下のような活用を心掛けましょう。

**ポイント**

① 生徒指導会議やケース会議に参加を依頼し、**心理面のアセスメントに基づく助言**を受けます。
② 児童生徒への対応や関わり方について、相談します。
③ 保護者への関わり方や対応の仕方について助言を受けます。

# ～養護教諭との連携～

## 事例⑧ リストカットしたいじめの事例　A：被害　B、C：加害

中学２年生のＡは、腹痛や頭痛を訴えて度々保健室を利用していました。ある日、腹痛を訴えて来室した際、Ａから「ばんそうこうをください」という申し出がありました。事情を確認すると、Ａは、「今まで仲良くしていたＢとＣから無視をされるようになり、つらくてリストカットをしてしまった。誰にも言わないでほしい」と、涙ながらに訴えました。

### 具体的な対応例

事案認知

↓

被害生徒からの聴き取り

＊ つらい気持ちを受容します。
＊「よく話してくれたね」と勇気を出して話せたことをねぎらいます。
＊「誰にも言わないで」と言った場合でも、「心配している」という姿勢を示した上で、保護者や担任に事実を伝えることの必要性について説明し、理解を得ます。

↓

報　告

↓

いじめ対策委員会

↓

被害保護者への連絡

被害保護者へリストカットの事実を伝える際には次の点を伝えます。
＊全教職員で対応していること。
＊家庭でも過度に反応せず、生徒の気持ちに寄り添ってほしいこと。
＊ SC や外部の医療機関などの紹介。

↓

関係生徒からの聴き取り

いじめに関する対応と同時進行で、被害生徒の心のケアを行います。

↓

事実の確認

↓

関係保護者への連絡

↓

関係修復

↓

経過観察

指導により関係が改善したあとも、全教職員での継続的な観察と見守り、養護教諭や SC による定期的な面談等を継続し、安心して学校生活が送れるようサポートします。

**対応の留意点**

**リストカットを繰り返すケースの場合**

＊行為を否定せず、自傷行為をせざるを得ない気持ちに寄り添い、丁寧に手当を行います。

**(NG 例)**

「二度としないで」「切っちゃダメ」
「そんなことやめなさい」

＊「もう切らない」という約束はせず、「つらいときには、助けを求めていいんだよ。」「切りたくなったら、その気持ちを話しに来てね。もし切ってしまったら、そのことを話しに来てね。」等と伝え、できるだけ関係性を継続できるように努めます。
＊ SC や外部の医療機関等と連携して、本人や保護者の心のケアを行います。

**養護教諭**

保健室が児童生徒にとって相談しやすい場所であるためには、先生方の理解が欠かせません。養護教諭と連携していくためにも、保健室の機能や活用方法について、年度始めに学校全体で確認する必要があります。

**ポイント**

① 養護教諭と指導方針や役割分担などを共有します。
② 学校としての生徒指導方針を踏まえた、保健室利用のルールについて確認します。
③ いじめによる緊急避難への対応や、保健室登校に関する方針について確認します。
④ **いじめ事案を把握したり、兆候を察知したりした際の情報共有の仕方について確認します。**

# ～スクールソーシャルワーカーとの連携～



## 事例⑨ 双方向の行為がいじめに当たる事例　A：被害

小学５年生のＡは、同級生の児童に対して日頃から暴言、暴力があり、教室離脱も頻繁に見られました。保護者は、これまでの学校対応に不信感を抱いています。家庭は生活保護世帯で、区役所の保護課が関わっているようですが、支援内容は不明でした。次第に周囲の児童から、「ください」「いつもボロボロの服」など、からかいを受けて、Ａは不登校に至り、安否確認もできない状況になりました。校内において対策会議を行いましたが、今後の学校対応に手詰まりを感じ、スクールソーシャルワーカー（SSW）の要請に至りました。

## 具体的な対応例

### 1 派遣要請

●各学校長から、教育相談課教育相談班へSSWの派遣要請を行います。

### 2 ＳＳＷ学校訪問

●教育相談課の担当指導主事、担当ＳＳＷから以下の内容について助言をもらいます。

（１）目的…ケースの整理。情報収集、課題の整理、学校対応の検討、プランニング。

（２）内容… ① 緊急度の判断、安否確認方法についての整理
② 本児対応の見直し（虐待の有無、いじめの加害行為を繰り返した経緯、発達特性、学習保障）
③ 保護者対応の見直し（関係性の調整に向けて）
④ 機関連携の助言（貧困の課題、支援方針の共有と検討、地域の見守り体制の構築のためのケース会議）

### 3 ＳＳＷによる学校訪問後の学校の動き

（１）本児、保護者へのアプローチ

●登校時の学校対応プラン(受け入れ態勢、学習保障)を保護者へ提示。保護者と学校の関係構築。

●必要に応じて管理職より、これまでの学校対応や体制の不備を謝罪。

●担任から本児へのメッセージを継続。本児と担任の関係構築。

（２）学校主催の関係機関ケース会議を開催

●出席者は、保護課、家庭健康課、発達相談支援センター、児童相談所、警察、児童館、民生委員など、必要に応じて要請。関係機関ごとに役割分担。

### 4 本児、家庭、学校の変化

（１）再登校できるようになりました。児童間トラブルはあるものの、学校が本児支援を確立し、保護者と共通認識の下に対応を続けたことで保護者の理解が得られ、学校と保護者の関係性が改善しました。

（２）関係機関と連携を続けることで、自立を見通した支援体制を構築することができました。

（３）本児や家庭に対する支援体制を維持しながら、学校で対応ができるようになりました。

**ポイント**

いじめ事案において、関係児童生徒、または被害児童生徒を取り巻く環境に、課題があることがあります。本人だけへの指導で解決することが難しい場合、ＳＳＷと連携をすることで客観的にケースを整理することができ、新たな手立ての発見につながります。

### SSW（スクールソーシャルワーカー）

ＳＳＷによる支援は、児童生徒を取り巻く環境に働き掛けるという大きな特徴があります。児童生徒が何に困っているのかに視点を置き、学校として何ができるのかを一緒に考え、児童生徒を取り巻く環境の改善を目指します。ＳＳＷが答えを出すのではなく、アセスメント（見立て）やプランニングを教員と一緒に検討し、役割分担の下、チームで解決に当たり、困っている児童生徒や関係者が、自ら対処する能力を高められるよう支援を目指します。

学校が困っていることに対し、SSWと状況の整理や今後の対応の検討をすることが可能ですので、ご相談ください。

（窓口：教育相談課 教育相談班　214-0004）

# 特別な支援を要する児童生徒の対応例

## 事例⑩ 発達障害を有する児童のいじめの事例　A：加害　B：被害

Aは自閉症スペクトラムと多動性障害がある小学３年生の児童です。学級の友達にあだ名を付けることが好きで、周囲の児童が嫌がっていてもやめることができません。特にBに対しては何度もあだ名で呼んでいます。Bは「やめて」と訴えていますがやめません。その様子を見て周囲の児童は面白そうに見ています。

### Ⅰ 具体的な対応例

#### （１）Aの特性を踏まえ背景を考える

◆「どうして周囲の児童が嫌がっていることに気付かないのか？」

- 他者の視点に立ちにくく、自分の発言が相手にどのように受け止められるか理解しにくい。
- 相手の表情などから相手の感情を読み取ることが苦手。

◆「どうしてやめてと言ってもやめられないのか？」

- あだ名で友達を呼ぶと、周囲も面白がるのでうれしくなってやめられなくなった。
- 行動がパターン化しやすい特性があり、Bを見掛けたらあだ名を言うというパターンが定着してしまっている。

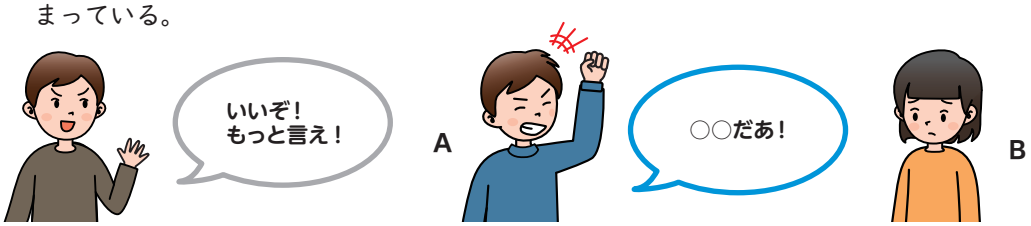


#### （２）Aからの聴き取り方を工夫する

- 聴き取る前に、「いつ、どこで、誰と、どのぐらいの時間で、どのような内容の聴き取りをするのか」を伝え、見通しを持たせます。

●本人に状況が視覚的に分かるようにしたり、答えの選択肢を示したりする。

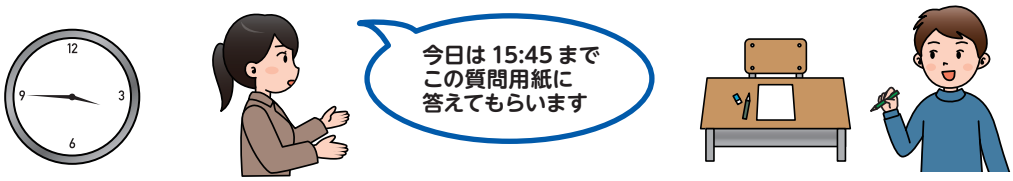


**Bにあだ名を付け、呼んでいた状況について口頭で説明したが、理解できない様子が見られた。AとBのやり取りを絵や吹き出しに書いて示すと、Bをあだ名で呼んでいたことを確認することができた。**
**Bにあだ名を付けたときの気持ちを質問したが答えることができなかった。そこで、紙に「おもしろい」「楽しい」「わるかった」「いやだった」「わからない」という選択肢を示した。そのときのBの気持ちを聴くと「わからない」に○を付けたことから、友達の立場になって考えることが難しいということが確認できた。**

●具体的な内容を聴くときには、紙にイラスト等を書きそのときの状況を示します。吹き出しに発言等を書き状況を視覚化すると話しやすくなります。（図１）

●聴きたい内容を精選します。答えの選択肢を紙に列記し、言葉で言えなくても○を付けたり、指さしをしたりして答えられるようにします。選択肢の中には「わからない」もあると本人は安心して答えられます。

## （３）相手の気持ちの理解を促す

**Bがあだ名を付けられて「嫌な気持ちだった」ということを伝えると、Aは「どうして嫌なの？」と言い始めた。**

●相手の気持ちについては、言葉で伝えるだけでなく、相手と自分の立場を置き換えて、自分が嫌なあだ名で呼ばれたときの気持ちを考えさせます。その際、感情の強さや弱さをグラフに示して気持ちを数値化させます。（図２）

●本人が周囲に嫌がることをしていたら、その事実を伝え、端的に「やってはいけない」と伝えます。ただし、本人の記憶が曖昧になっている場合、無理やり認めさせたり、本人を否定したりすることはしません。大きな声で言われると委縮してしまうこともあります。

図１

図２

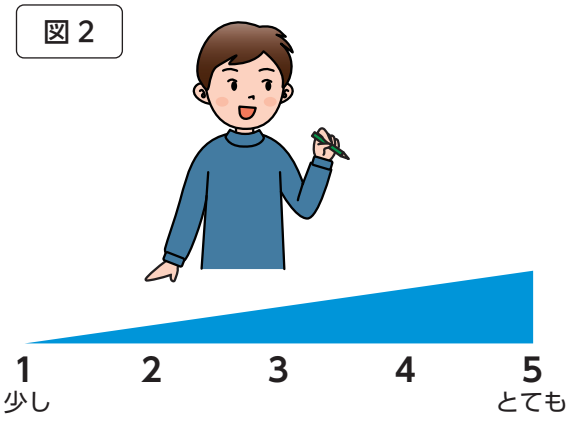

**Aが再度Bをあだ名で呼ばないようにするために、まずBにどんな呼び方ならば受け入れられるか確認した。その後、Aに「Bは○○と呼ぶとうれしいよ」「クラスのみんなも○○と呼んだほうがよい気持ちになると思うよ」と、具体的な呼び方を提案した。そして担任と声に出してBを呼ぶ練習をした。その後AはBを正しく呼ぶことができた。そのとき担任はすぐにAを呼んで「よくできたね」と褒めるとAは喜び、Bとの関係も自然と修復されていった。**

- 「やめさせる」より発想を転換して「周囲が受け入れられる言動や行動」に置き換えます。
- 正しい行動（振舞い方）について練習をします。
- 正しく行動できたら、すぐに褒めることで正しい行動が強化され、定着します。

## 2 障害のある児童生徒の特性に配慮したいじめ防止

### （1）基本的な考え方

「障害がある児童生徒についても、いじめ事案に対する基本的な対応は同じです」
～ただし、一人一人の障害の特性を踏まえて対応することが必要～

### （2）未然に防止するために学校ができること
### ～加害者にも被害者にもならないようにするためには～

**①「分かる」「できる」授業：**通常の学級における授業の中に特別支援教育の考え方を取り入れ、授業の工夫をします。（「仙台市の特別支援教育」P30～参照か、仙台市教育センターのホームページ内→関係機関リンク→特別支援教育課→特別支援教育推進資料～参照）

授業のユニバーサルデザイン化（焦点化・視覚化・共有化）
ICT機器を活用した指導（タブレット端末、音声教材利用）
多層指導モデルMIM（ミム）の指導方法による「読み」の指導　等

| ユニバーサルデザイン | ICT機器 | 多層指導モデルMIM |
|---|---|---|
| ～焦点化・視覚化・共有化～ | タブレット端末<br>大型ディスプレイ<br>デイジー教科書 | ～つまずきが大きくなる前に<br>読み書きの苦手さを支援～ |

**②障害理解教育：**交流及び共同学習を通して、障害の有無にかかわらず、互いの長所を認め合ったり、苦手なことを補い合ったりする態度や気持ちを育てます。心のバリアフリー・福祉学習の実施や居住地校交流等に取り組みます。（「仙台市の特別支援教育」P21～、P118～、P160参照）

**●教職員の特別支援教育に関する理解促進：**
例えば、校内研修はテーマを絞り短時間で研修を実施します。資料は特別支援教育推進資料バックナンバー（C4th書庫内・特別支援教育課参照）や特別支援教育課より配信されている「特別支援ONE　POINT」を活用する等。

心のバリアフリー・福祉学習

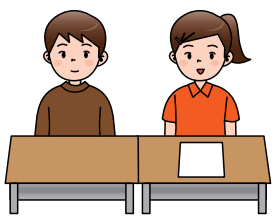

交流及び共同学習
居住地校交流

# 4 保護者からの困難な要求への対応の具体例

① いじめに遭った被害児童生徒の保護者から、「いじめの被害に遭わないようにするために加害児童生徒と別の学級にしてほしい」という訴えがあった。
② 登下校中にいじめに遭うという被害児童生徒の保護者から、「児童生徒が安全に登下校できるように教員に付き添いをしてもらいたい」という要望があった。
③ いじめ被害の児童生徒の保護者から、加害児童生徒本人と保護者に対して、「謝罪のために自宅へ来るように連絡してほしい」という要望があった。
④「いじめを受けたことによって、被害児童生徒が心にダメージを受けているので、慰謝料を支払うように学校から加害児童生徒保護者へ伝えてほしい」という要望があった。
⑤ 被害児童生徒保護者から、「いじめ事案に対する学校で聴き取った記録や事実として認定したこと、今後の指導方針等を文書で回答してほしい」という要望があった。

## 要求に応じるべきか検討する際に留意するべき事項

- 要求に応じるか否か、即答は避け、一旦持ち帰って学校として検討する姿勢を示します。
- 要求の背景にある心情への理解を示すように努めます。ただし、要求を受け入れたと誤解されないように注意します。
- 要求の背景を踏まえ、ほかの代替策を取ることを強調します。
- 「要求に応じないのはおかしい」との主張に対し、理解を求めるように努める一方で、無用に「学校は間違っていない」と断言はしないようにします。また、無理に相手方の納得・了解を得ようとはしないようにします。

### ロイヤーからのアドバイス

保護者からの要求に対しては、要求の内容を整理した上で、法的義務があるか、法的に可能か、人的・物理的に可能か、正当な目的があるか、弊害がないかという観点から対応を検討します。

**① 被害児童生徒を加害児童生徒と別の学級にしてほしい**

→被害児童生徒を別の学級に移動することは可能ですし、再発防止という正当な目的もありますが、ほかの子供も同じ希望をした場合、対応できずに不公平となります。そうなれば学校が信頼を失い、今後の指導が困難になることもあります。また、いじめられた子供が不公平と非難される場合もあります。移動により、いじめられた子供も、周囲の子供も、新たな人間関係を構築する負担を負うことになります（ただし、いじめの程度、今後の再発のおそれによっては、そういった弊害は小さくなるので、移動させるべき場合もあります）。

**② 当面、被害児童生徒の登下校に同行してほしい**

→人的にできません（ただし、一時的に行うことはあり得ます）。法的に義務はありません。一応再発防止という正当な目的はあるといえますが、不公平な扱いになり、学校が非難されて信頼を失う可能性もあり、いじめられた子供自身も不公平と非難されることも考えられます。授業の準備に支障が出ることも考えられます。

**③ 加害児童生徒の親もそろって自宅に謝罪に来させてほしい**

→学校には強制する権限がなく、法的にできませんし、法的な義務もありません。また、保護者の謝罪は学校が取り扱うべき正当な目的がありません（当事者間の民事上の問題）。学校がその要望を伝言することは、相手の保護者から学校もそれを勧めているように取られる弊害があります。

**④ 慰謝料の要求を加害児童生徒の保護者に伝言してほしい**

→可能ではありますが、法的に義務はありません。学校が取り扱うべき正当な理由もありません。学校が伝言すると学校が勧めているように取られる弊害があります。

**⑤ 学校の考えを文書で回答**

→ 可能ではありますが、法的に義務はありません。内容が複雑な場合、口頭では不向きなので文書を求める正当な理由はありますが、口頭の説明で足りる場合には文書を求める正当な理由があるとは言えません。文書で回答するために授業準備等の時間がなくなるという弊害があるほか、文書が一人歩きすると学校が無用に非難され、その誤解を解くために時間が割かれるほか、関係生徒についても誤解が広がり被害が及ぶという弊害があります。

# 5 仙台市の条例について

## 「仙台市いじめの防止等に関する条例」のポイント

### この条例は、誰のためのもの（3 条より抜粋）

→いじめの防止等のための対策は、学校が、**全ての児童生徒にとって安心でき**、かつ、自己有用感及び自己肯定感を高める楽しい学びの場であるべきことを旨として行われなければならない。

### 本市は、社会全体でいじめの防止等に取り組みます（前文より抜粋）

→市や学校、家庭、地域社会は、いじめの問題に真摯に向き合い、ともに連携を図りながら、いじめの防止等の取組を確実に推進していく必要がある。

### 教職員の責務は（7 条より抜粋）

→児童生徒の保護者、地域住民、関係機関との連携を図りつつ、**市立学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。**児童生徒がいじめを行い、又は受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

### 未然防止について（12 条より抜粋）

→教育委員会及び市立学校は、児童生徒の**豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養う**ことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。市立学校の教職員は、当該市立学校の教育活動その他の活動を通じて、当該市立学校に在籍する児童生徒の**自己有用感及び自己肯定感を高める**よう配慮するものとする。

### 早期発見について（19 条より抜粋）

→市立学校は、児童生徒に対するいじめに関する**定期的な調査等**必要な措置を講ずるものとする。

### いじめの対応について（20 条より抜粋）

→市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを行い、又は受けていると思われるときは、速やかに、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を**教育委員会に報告する**ものとする。いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を組織的かつ継続的に行うものとする。支援、指導若しくは助言に当たっては、当該いじめの事案に関係する児童生徒及びその**保護者との共通の理解の下**に行われるよう配慮するものとする。

### 児童館との情報共有について（28 条より抜粋）

→市立学校及び児童館は、当該市立学校又は当該児童館におけるいじめを防止し、又はこれに適切かつ迅速に対処するために必要があると認めるときは、在籍する児童生徒又は児童館を利用する児童生徒に係るいじめの防止等に関し、**相互に必要な情報の提供を行う**ものとする。

# 6 重大事態の対応について

## 仙台市いじめ重大事態に係る対処方針

仙台市いじめの防止等に関する条例第26条第1項に基づき、いじめ防止等対策推進法が規定する重大事態が発生した場合の対処に係る基本的な事項を定めた仙台市重大事態に係る対処方針ポイントは以下のとおり。

### 1 基本事項

学校は、重大事態が発生した場合には、**ガイドライン等を参考にしながら迅速かつ適切に対処する**ものとする。様々な事態への対処に当たり、いじめによるものか即時に判断することが困難な場合もあることから、いじめによるものかどうかは問わず、**生命、心身、財産に重大な被害が生じた疑い**があるときには、学校は本対処方針にのっとり発生直後から対処を行うものとし、併せて市立学校は**市教育委員会に速やかに第一報を入れる**ことが、その後の適切な対処に当たって何よりも重要である。

### 2 重大事態の意味

●いじめ防止等対策推進法第28条第1項より

① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

【第1号事案】

（例）・児童生徒が自殺を企図した場合
・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合　　など

② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。【第2号事案】

・第2号の「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

※いじめが要因の欠席が15日に達した時点で教育委員会に報告する。（仙台市）

### 3 学校から市教委への報告

① 学校いじめ防止等対策委員会にいじめに係る情報を一元的に集約する。
② 学校いじめ防止等対策委員会においては、認知した事案への対処を定める際に、上記の重大事態に該当しないか評価を実施する。
③ 学校いじめ防止等対策委員会で評価した結果、重大事態に該当、又はその疑いがあると評価した事案について、速やかに教育委員会に報告する。
④ 教育委員会は、報告を受けて市長に速やかに報告する。

### 4 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合」（第1号事案）発生直後の対処

【発生直後の対応】

〈学校管理下〉

① 校長（不在の場合は教頭等の管理職）は、救命救急を最優先に指揮命令に当たる。
② 何が起こったのか概要を把握する。
③ 学校は「(1) 被害児童生徒の保護者」「(2) 教育委員会」に第一報として電話連絡する。

〈学校管理下外〉

① 何が起こったのか概要を把握する。
② 教育委員会に第一報として電話連絡する。

【初期対応終了後の対応】
① 関係者からの聴き取り等から、事実関係を正確に把握し、記録する。
② 事案発生後の対応経過を時系列で記録する。
③ 緊急の職員会議等を開催し、発生した事案の情報共有を図る。
④ 重大事態の発生に備え、あらかじめ学校で定める「役割分担」を確認する。
⑤ 被害児童生徒に係るこれまでの情報の集約を行う。（集約担当者を決める。）
⑥ 管理職が基本調査を開始する。
⑦ 情報共有と今後の対応を学校内で徹底するために適宜打ち合わせを行う。

【保護者対応の留意事項】
① 被害児童生徒及び保護者との連絡に係る経過や、報告・説明内容、被害児童生徒及び保護者の要望内容等を記録する。
② 面会の際には、保護者の心情や体調等に配慮しながら、その時点で把握している事実について丁寧に説明する。
③ 併せて、事案の公表を含む今後の対応に関する意向や要望を確認し、必要な協議を行う。
④ 被害児童生徒の家族へのケアに関する情報提供も併せて行い、意向や要望等を確認する。
⑤ 警察や医療等の連携が必要な場合、保護者に十分な理解を得られるよう努める。
⑥ 基本調査の結果がまとまり次第、個人情報の取扱いに配慮しつつ、被害児童生徒の保護者に速やかに報告する。

【学校関係者及び地域への説明】
● 保護者以外の学校関係者や地域の方々とも事案発生後は情報を共有することで、不安の解消に努める必要がある。

## 5 第２号事案発生直後の対処

【支援方策の検討】
①「学校いじめ防止等対策委員会」による調査結果や、被害児童生徒の状況を踏まえつつ、当該児童生徒が学校に復帰できるよう、家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して、今後の支援方策を検討する。
② 被害児童生徒の現状を踏まえ、当該児童生徒への支援方策をまとめるに当たっては、欠席している間の学習面・健康面の支援が必要であることにも留意する。
③ 調査によりいじめの事実が確認された場合には、いじめを行った児童生徒への指導や支援の方策についても、心のケアの観点も十分に踏まえながら丁寧に整理する。

【調査結果の報告と支援方策等の協議】
① 学校は、調査結果について、被害児童生徒及びその保護者に報告する。
② 報告の際には、今後の支援方策に関する被害児童生徒の意向や要望を確認し、必要な協議を行う。
③ 不登校重大事態に係るいじめそのものは、一定の解消が図られた場合であっても、引き続き不登校の状況が継続することも少なくない。学校は、被害児童生徒に対し、その保護者と連携して継続な支援を行う。

【関係児童生徒に係る留意事項】
● 学校は、いじめを行った児童生徒や当該事案に関係した児童生徒及びその保護者に対して、基本調査等により学校が確認した事実や今後の指導方針等について個人情報の取扱いに配慮しつつ報告し、今後の対応について理解を求める。

## 6 その他の留意事項

学校は、学校対処方針を定め、全教職員に周知を図るとともに、重大事態が発生した際に適切に対処できるよう、本対処方針や学校対処方針に加え、関係する国のガイドライン等を用いた研修を、当該市立学校の教職員を対象に定期的に実施するものとする。

# 重大事態対応フロー図

文部科学省より

## 学校用　重大事態対応フロー図

### いじめの疑いに関する情報

○ 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
○ いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

### 重大事態の発生

**○ 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）**
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

### 学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

#### 学校が調査主体の場合

学校の設置者の指導・助言のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。
※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

#### 学校の設置者が調査主体の場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

# いじめによる不登校重大事態（第２号事案）対応フロー図

いじめが要因で相当の期間（30日を目安）を欠席しているときは、「重大事態」として対応しなければなりません。

文部科学省より

## 不登校重大事態に係る調査の指針（概要）

○いじめ防止対策推進法
（学校の設置者又はその設置する学校による対処）
第２８条第１項　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、（略）組織を設け、（略）当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
一　（略）
二　いじめにより当該学校に在席する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

**＜公立学校の場合＞**

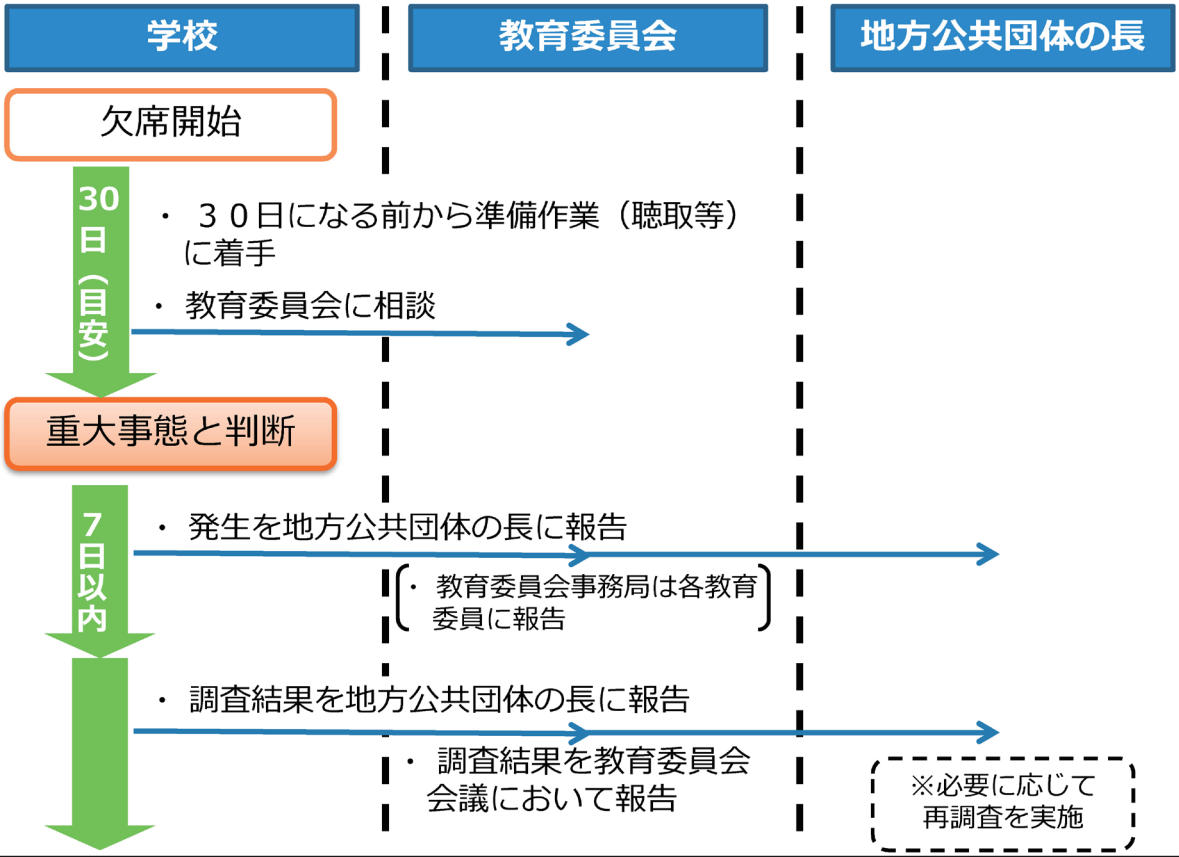


○児童生徒の学校復帰への支援と再発防止が主な目的
○重大事態の目安である欠席３０日になる前から、教育委員会等に相談しつつ、児童生徒への聴取に着手
○学校での調査が原則（事案によっては教育委員会による調査も可）
○「児童生徒理解・教育支援シート」を活用して支援
○対象児童生徒とその保護者へ情報提供。いじめをした児童生徒とその保護者へも情報提供し、家庭と連携して指導

# 仙台市におけるいじめによる不登校重大事態（第２号事案）の対応について

## いじめ事案について教育委員会に第一報を入れる目安

事案認知後すぐに校長が必要と判断した場合には、概要を速やかに電話等で教育相談課に報告すること。

〈判断の目安〉

- いじめの実態が、被害児童生徒に与える影響が大きいと思料される
- 保護者対応などが難しく、学校対応が困難化することが思料される
- 初期対応を進めてきたが、対処途中で問題が長期化・複雑化する可能性があると思料される
- 事案内容や学校事情等により、直ちに教育委員会の助言が必要と思料される　など

## いじめが要因の欠席が１５日に達した時点で教育委員会に報告

過去にいじめを受けた（**その疑いがあるものも含む**）児童生徒が、欠席日数１５日に達した段階で、確実に教育相談課へ報告するとともに、不登校重大事態の可能性を踏まえ、踏み込んだ初期調査（聴き取り、指導記録の整理等）を進めていくこと。

## いじめが要因の欠席が30日に達する前に調査委員会の準備作業開始

〈調査委員会〉

各市立学校に設置の「学校いじめ防止等対策委員会」を母体として、学校評議員、ＰＴＡ役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、校長が調査組織である「学校いじめ**調査委員会**」を設置する。

## 調査委員会の目的

- 被害児童生徒及び保護者の心情に配慮しながら、丁寧なコミュニケーションに心掛け、継続的な関係性の構築を図るとともに、当該児童生徒が欠席を余儀なくされている状況を解消し、学校復帰に向けた支援につなげるものとする。
- 当該児童生徒が学校に復帰できるように今後の支援方策を検討する。
- 欠席している間の学習面・健康面の支援が必要であることにも留意する。
- 調査によりいじめの事実が確認された場合には、いじめを行った児童生徒への指導や支援の方策についても、心のケアの観点を十分に踏まえながら丁寧に整理する。

## 調査委員会設置までの流れと会の次第例

- 事案認知→保護者連絡や聴き取りなど**いじめの対応を行う。**
- **教育委員会へ第一報を入れる。**
- **欠席が１５日に達した時点で教育相談課いじめ不登校対策班（２１４-８７８０）へ報告。**
- いじめの事実は確定するも、関係修復には至らず。
- **欠席が３０日に達した時点で教育相談課生徒指導班（２１４-８８７８）へ報告。**
- **保護者に調査委員会設置の趣旨を説明し**、委員を人選し、第１回調査委員会の準備をする。
- 第１回調査委員会の実施。
  ・事案の概略について、学校の対応について、本人との面会状況について、今後の対応について　等
- 調査委員会の内容について保護者へ連絡。教育委員会へ報告。
- 第２回調査委員会の実施。
  ・第１回調査委員会の内容、最近の児童生徒の様子、委員からの質問、協議　等
- 調査委員会の内容について保護者へ連絡。教育委員会へ報告。
- 第３回調査委員会の実施。
  ・学校の対応の検証、今後の対応について提言　等
- 調査委員会の内容について保護者へ連絡。教育委員会へ報告。

## 参考・引用文献


- 「生徒指導提要」 文部科学省
- 「いじめ対策に係る事例集」 文部科学省
- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」 文部科学省
- 「生徒指導リーフ」 国立教育政策研究所　生徒指導研究センター
- 「仙台市いじめの防止等に関する条例」 仙台市
- 「仙台市いじめ防止基本方針」 仙台市
- 「見て分かる　いじめ防止マニュアル」 H26 仙台市教育委員会
- 「見て分かる　いじめ対策ハンドブック」 H30 仙台市教育委員会
- 「仙台市の特別支援教育」 R2 仙台市教育委員会


## 監修・アドバイザー

石井　慎也 弁護士　　三浦じゅん 弁護士　　大久保さやか 弁護士　　武田　賢治 弁護士
菊地　　秀 弁護士　　男澤　　拓 弁護士　　煙山　正大 弁護士　　石杜　恵理 弁護士

## 生徒指導推進委員

委員長　城所　範応（桜丘中学校教頭）
鈴木　理子（中山中学校教諭）
高橋　　卓（愛宕中学校教諭）
門脇　昭博（八軒中学校教諭）
西城　順子（南吉成中学校養護教諭）
小野寺　篤（子供相談支援センター主査）
坂本新太郎（教育指導課指導主事）
鈴木　佳子（特別支援教育課指導主事）
永野　友恵（教育相談課スクールソーシャルワーカー）

副委員長　我妻美知子（袋原小学校教頭）
千葉　健司（栗生小学校教諭）
小松山弥生（将監西小学校教諭）
大宮　　建（川平小学校教諭）
脇　　友紀（七郷小学校教諭）
大久保慶隆（児童相談所主査）
石井　里枝（教育指導課指導主事）
狩野　升恵（教育相談課スクールカウンセラー）

## 事　務　局

教育局　学校教育部　教育相談課

我妻　　仁（課長）
山家　　智（主幹兼主任指導主事）
白石　和也（主幹兼適応指導センター所長）
加藤　行宣（指導主事）
千葉　伸治（主幹兼主任指導主事）
石川　裕美（主幹兼主任指導主事）
及川　悦彰（主任指導主事）
遠藤　雅範（指導主事）

見て分かる 生徒指導ハンドブック

# 児童生徒が安心して学校生活を送るための いじめ対策ハンドブック

令和３年３月
仙台市教育委員会

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

GREEN PRINTING JAPAN
P-810064
この印刷製品は、環境に配慮した資材と工程で製造されています。

RICE INK®
この印刷物は、
輸送マイレージ低減による$CO_2$削減や
地産地消に着目し、国産米ぬか油を使用した
新しい環境配慮型インキ「ライスインキ」で印刷し、
印刷用の紙へリサイクルできます。